

舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る
参 考 資 料

令和３年 11 月

舞鶴市議会

舞鶴市議会議員定数及び報酬に係る協議経過・結果報告書
～ 資 料 目 次 ～

1	舞鶴市議会の議員定数、議員報酬、手当等の沿革	2
2	舞鶴市議会の議員定数に係る変遷	3
3	舞鶴市議会の議員報酬の変遷	6
4	舞鶴市議会の手当等の変遷	8
5	類似団体との比較	10
6	位置及び地勢、市域の推移、地区別人口	17
7	将来予測、市政の方向性	20
8	舞鶴市議会の活動状況	25
9	議会活動の見える化に関する調査結果	28
10	議員定数に関する意見交換会	33
11	舞鶴市議会基本条例（抜粋）	39
12	舞鶴市特別職報酬等審議会の答申（写）	42

1 舞鶴市議会の議員定数、議員報酬、手当等の沿革

年 月 日	事 項	内 容
平成3年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長510千円、副議長430千円、議員390千円とする。
平成5年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長540千円、副議長450千円、議員410千円とする。
平成8年6月26日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長570千円、副議長480千円、議員440千円とする。
平成11年7月16日	地方自治法の一部改正	議員定数は条例で定めることとし、その上限を法で定める。
平成13年12月27日	舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を30人とする。 【32人→30人】
平成14年12月27日	舞鶴市議会議員定数条例の制定	次回の一般選挙から定数を30人とする。(改正地自法の施行に伴う条例制定)
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を28人とする。 【30人→28人】
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	費用弁償の額を「1日3千円」から「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」に変更する。
平成23年5月2日	地方自治法の一部改正	議員定数の上限を撤廃する。
平成23年6月1日	地方公務員等共済組合法の一部改正	地方議会議員年金制度を廃止する。
平成29年11月29日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を26人とする。 【28人→26人】

※ 期末手当については、職員の期末手当の改定に準じて、1～2年ごとに改定。

2 舞鶴市議会の議員定数の変遷

期数	任期	法定 議員数	議員定数	投票年月日	立候補 者数
第11期	S57～S61	36人	<u>36人</u> ※地方自治法の定めによる	昭和57年 11月14日	40人
第12期	S61年～H2	36人	<u>36人</u> ※地方自治法の定めによる	昭和61年 11月16日	39人
第13期	H2～H6	36人	<u>32人</u> ※舞鶴市議会議員定数減少条例により4人減 (地方自治法の改正により議員定数を条例で減少することが可能となった)	平成2年 11月18日	37人
第14期	H6～H10	36人	<u>32人</u>	平成6年 11月20日	35人
第15期	H10～H14	36人	<u>32人</u>	平成10年 11月15日	37人
第16期	H14～H18	30人	<u>30人</u> ※舞鶴市議会議員定数減少条例により2人減	平成14年 11月17日	31人
第17期	H18～H22	30人	<u>30人</u> ※条例で定数を30人と規定 (地方自治法の改正により議員定数は条例で定める(ただし上限あり)こととなった)	平成18年 11月19日	32人
第18期	H22～H26	28人	<u>28人</u> ※条例で定数を2人減	平成22年 11月14日	33人
第19期	H26～H30	—	<u>28人</u> (地方自治法による定数の上限が撤廃された)	平成26年 11月16日	31人
第20期	H30～R4	—	<u>26人</u> ※条例で定数を2人減	平成30年 11月18日	34人

昭和22年4月17日 地方自治法の制定

法に議員定数を規定(人口5万人以上15万人未満は36人)

昭和22年12月12日 地方自治法の一部改正

議員定数を条例で減少することができるよう改正

昭和62年9月24日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を32人とすることを規定

平成11年7月16日 地方自治法の一部改正

議員定数は、条例で定めることとし、その上限を法に規定する改正
(人口5万人以上10万人未満は30人)〔施行は平成15年1月1日〕

平成13年12月27日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を30人とする改正

〈改正理由（提案説明）〉

議員定数問題等調査特別委員会を設置して改選後の定数をいかにすべきかを調査してきた結果として、30人とするべきと取りまとめられた。

【特別委員会での「30人とすること」に対する賛成意見】

地方自治法の改正により、平成15年1月1日から30人という上限が示されており、その40日ほど前に選挙があるものの、やはり議員は将来を見据えて示されている方向に進むべきである。公聴会で様々な意見を聴かせていただいたが、議会制民主主義を大切にして、我々議員自らが判断すべきであり、30人とするべきである。

これを受けて、さらに慎重に検討を重ねた結果、現在の32人から2人削減し、30人で議会運営を行い、市勢の発展に尽くすため、本条例を改正する。

〈検討材料〉

- ・ 人口5万人以上10万人未満で30人を超えている全国6市の状況
- ・ 京都府内各市の議員定数の状況
- ・ 公聴会（議員定数30人の是非について、公募による8人（賛成4人、反対4人）の意見を聴取

〈条例改正の賛否〉

賛成22票、反対7票、棄権1 ※欠員1

平成14年12月27日 舞鶴市議会議員定数条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を30人とすることを規定

（改正地方自治法の施行に伴い、議員定数を定める条例を制定し、舞鶴市議会議員の定数減少条例を廃止）

平成22年3月30日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を28人とする改正

〈改正理由（提案説明）〉

今後、地方分権が一層進んでいく中で、議会の役割や責任は今まで以上に大きくなり、市民利益を守る観点からも、一概に定数を削減することが望ましいとは思わないが、一方で、議会改革を求める声も多くある。議員定数を減らすことだけが改革ではないが、経済不況の中で議会自身も厳しい状況を担ってほしいという市民の声も理解しなければならない。全国的な流れからしても、30人のままでは望ましくないと考える。

議員定数の根拠は難しいが、9万人近い人口を有する本市の中身を審議していく上では、今後も現在と同じ4つの常任委員会で審議することが望ましいと考えられる。有識者からは、審議に当たって、委員長を除いて6人が最小単位ではないかと聞いており、その意味では、各常任委員会を7人で構成することを基準として、定数は28人がふさわしいものとする。

こうしたことを踏まえ、議員定数を28人とする条例改正を提案する。

《検討材料》

- ・ 有識者（法政大学 廣瀬教授）による講演会（市民に広く公開）
- ・ 参考人（地域、職業、性別に配慮した8人）の招致による意見聴取
- ・ 調査視察（静岡県掛川市）
- ・ 類似団体の状況

《条例改正の賛否》

賛成17票、反対8票、棄権1 ※欠員1、欠席2

平成23年5月2日 地方自治法の一部改正

議員定数の上限を撤廃する改正

平成25年 条例改正なし

現行の定数（28人）が適正であることを確認

《「適正」とする理由（議運から議長への検討結果報告）》

平成22年に30人から28人にしたところであり、現在の4常任委員会での審議の体制や地域特性等も考慮すると、議会の機能を維持・向上させていくために、28人が必要である。

また、様々な角度から検討を加え、議論を尽くすことを考えれば、4つの常任委員会を置き、各委員会の委員数を7人とする現在の体制は妥当であり、議員定数は28人が適正である。

《検討材料》

- ・ 有識者（山梨学院大学 江藤教授）による講演会
- ・ 調査視察（埼玉県所沢市）
- ・ 類似団体の状況

平成29年12月5日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を26人とする改正

《改正理由（提案説明）》

議員定数について調査・研究した結果、現行の28人から2人減の26人とする改正を行う。

《検討材料》

- ・ 有識者（東京大学 大森名誉教授）による講演会と意見交換
- ・ 市民（年齢や立場を考慮した16人）との意見交換会
- ・ 類似団体の状況

《条例改正の賛否》

賛成15票、反対11票 ※欠席（退出）1

3 舞鶴市議会の議員報酬の変遷

単位：円

議決年月日	適用年月日	報 酬 月 額		
		議 長	副議長	議 員
昭21. 11. 8	21. 10. 1	350	300	200 (参事員 250)
23. 2. 24	23. 2. 1	1, 500	1, 200	1, 000
24. 3. 30	24. 4. 1	3, 000	2, 500	2, 000
26. 3. 10	26. 1. 1	8, 000	7, 000	6, 000
26. 12. 25	26. 10. 1	10, 000	8, 500	7, 000
27. 12. 25	27. 11. 1	15, 000	13, 000	10, 000
31. 12. 15	31. 9. 1	19, 000	17, 000	14, 000
32. 10. 8	32. 10. 1	20, 000	18, 000	15, 000
35. 12. 22	35. 10. 1	30, 000	28, 000	25, 000
36. 10. 2	36. 7. 1	32, 000	30, 000	27, 000
37. 3. 16	36. 10. 1	36, 000	33, 000	30, 000
38. 3. 25	37. 10. 1	38, 000	35, 000	32, 000
39. 3. 24	38. 10. 1	45, 000	40, 000	35, 000
40. 6. 9	40. 4. 1	48, 000	43, 000	38, 000
43. 3. 26	43. 4. 1	60, 000	55, 000	50, 000
44. 10. 20	44. 10. 1	70, 000	65, 000	60, 000
46. 10. 6	46. 10. 1	90, 000	82, 000	75, 000
48. 9. 29	48. 10. 1	130, 000	110, 000	100, 000
49. 12. 24	49. 10. 1	160, 000	140, 000	130, 000
51. 12. 25	51. 10. 1	210, 000	180, 000	170, 000
52. 12. 24	52. 12. 1	240, 000	200, 000	190, 000
54. 6. 25	54. 4. 1	300, 000	230, 000	220, 000
56. 3. 26	56. 4. 1	330, 000	260, 000	250, 000
59. 6. 29	59. 7. 1	380, 000	300, 000	280, 000
63. 3. 22	63. 4. 1	450, 000	350, 000	330, 000
平3. 6. 28	3. 7. 1	510, 000	430, 000	390, 000
5. 6. 28	5. 6. 1	540, 000	450, 000	410, 000
8. 6. 26	8. 6. 1	570, 000	480, 000	440, 000

資料：舞鶴市議会70年史

平成8年

特別職報酬等審議会の答申のとおり報酬額を変更する条例改正。
市長提出議案として他の特別職とあわせて提案され、賛成多数で可決。

平成22年

議員定数と並行して、参考人からの意見聴取や類似団体との比較等の検討・協議を行い、現行どおりとすることを決定。

平成28年

特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、現行どおりとすることを決定。

《審議会で検討（考慮）された事項》

- ・ 京都府議会の議員報酬の状況
- ・ 本市と人口が類似する府内の市議会の議員報酬との均衡
- ・ 一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 社会経済情勢

4 舞鶴市議会の手当等の変遷

【期末手当】

支給率に係る条例改正の経過

国家公務員の給与改定に準じ、その都度条例を改正。

公布年月日	加算率 (%)	年間支給率 (%)	期末手当の年額（円）※		
			議長	副議長	議員
H20. 9. 16	15	335	2, 195, 925	1, 849, 200	1, 695, 100
H21. 5. 29	15	320	2, 097, 600	1, 766, 400	1, 619, 200
H21. 11. 30	15	310	2, 032, 050	1, 711, 200	1, 568, 600
H22. 11. 30	15	295	1, 933, 725	1, 628, 400	1, 492, 700
H26. 12. 26	15	310	2, 032, 050	1, 711, 200	1, 568, 600
H28. 3. 29	15	315	2, 064, 825	1, 738, 800	1, 593, 900
H28. 12. 27	15	325	2, 130, 375	1, 794, 000	1, 644, 500
H29. 12. 26	15	330	2, 163, 150	1, 821, 600	1, 669, 800
H30. 12. 28	15	335	2, 195, 925	1, 849, 200	1, 695, 100
R1. 12. 27	15	340	2, 228, 700	1, 876, 800	1, 720, 400
R2. 11. 30	15	335	2, 195, 925	1, 849, 200	1, 695, 100

※ 「期末手当の年額」は、加算率及び年間支給率に基づく単純計算の結果であり、当該年に実際に支給した額ではない。

《期末手当の額の算出方法（現行の条例の規定）》

「議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額」 → これを6月と12月に支給

議長の場合： $(570,000 + (570,000 \times \frac{15}{100})) \times \frac{165}{100} = 1,081,575$ 円
加算率 支給率

《議員報酬に期末手当を加えた年収相当額》

職 名	議員報酬年額	期末手当年額	年収相当額
議 長	6, 840, 000円	2, 195, 925 円	9, 035, 925円
副 議 長	5, 760, 000円	1, 849, 200 円	7, 609, 200円
議 員	5, 280, 000円	1, 695, 100 円	6, 975, 100円
合計（26人分）	139, 320, 000円	44, 727, 525円	184, 047, 525円

※ 現行の条例に基づく単純計算。

【費用弁償】

平成22年に条例を改正し、「1日3,000円」を「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」とした。

※費用弁償の対象となる会議 = 法令に定めのある公式の会議

（本会議、委員会、協議・調整の場）

《令和元年度の支出額》

464,500円 → 1人当たり平均 17,865円

【地方議会議員年金制度】

大規模かつ急速な合併の進展に伴う議員数の激減や、行革による議員定数・議員報酬の削減などにより基金の枯渇が見込まれ、その財源不足の全てを公費で負担することには、国民の理解を得ることが難しいことなどから、平成23年に廃止。

５ 類似団体との比較（人口・面積・財政規模・小学校数）

【議員定数の比較】

類似団体（Ⅱ－３）のうち人口が近い団体との比較

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (H31.1.1)	面積 (R1.10.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
					議長	副議長	議員
大阪府	摂津市	85,855	14.87	19	620,000	570,000	535,000
東京都	東大和市	85,565	13.42	22	529,000	484,000	458,000
茨城県	牛久市	85,036	58.92	22	450,000	410,000	390,000
北海道	室蘭市	84,405	81.01	21	480,000	450,000	415,000
愛知県	尾張旭市	83,504	21.03	20	533,000	463,000	425,000
京都府	舞鶴市	82,827	342.13	26	570,000	480,000	440,000
栃木県	日光市	82,638	1,449.83	24	490,000	410,000	380,000
兵庫県	豊岡市	82,037	697.55	24	455,000	376,000	360,000
京都府	長岡京市	81,262	19.17	24	520,000	490,000	450,000
東京都	あきる野市	80,851	73.47	21	510,000	456,000	433,000
埼玉県	飯能市	79,708	193.05	19	470,000	410,000	385,000
			平均値	22.0	511,545	454,455	424,636
			最大値	26	620,000	570,000	535,000
			最小値	19	450,000	376,000	360,000

類似団体（Ⅱ－３）のうち面積が近い団体との比較

面積：km² 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
					議長	副議長	議員
青森県	むつ市	864.12	57,993	22	401,000	361,000	340,000
北海道	石狩市	722.42	58,345	20	450,000	400,000	370,000
兵庫県	豊岡市	697.55	82,037	24	455,000	376,000	360,000
島根県	浜田市	690.68	54,328	24	450,000	380,000	350,000
北海道	千歳市	594.50	97,061	23	460,000	420,000	385,000
京都府	舞鶴市	342.13	82,827	26	570,000	480,000	440,000
石川県	七尾市	318.29	52,940	18	537,000	428,000	401,000
北海道	恵庭市	294.65	69,850	21	440,000	385,000	355,000
福井県	敦賀市	251.41	66,016	24	490,000	428,000	407,000
鹿児島県	姶良市	231.25	77,411	24	409,000	326,000	303,000
京都府	亀岡市	224.80	89,093	24	560,000	490,000	440,000
			平均値	22.7	474,727	406,727	377,364
			最大値	26	570,000	490,000	440,000
			最小値	18	401,000	326,000	303,000

類似団体（Ⅱ－３）のうち財政規模（歳出総額）が近い団体との比較

歳出総額：千円 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	歳出総額 (H30決算)	住基人口 (H31. 1. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
					議長	副議長	議員
島根県	浜田市	40, 536, 370	54, 328	24	450, 000	380, 000	350, 000
富山県	射水市	40, 267, 414	93, 084	22	515, 000	456, 000	427, 000
北海道	千歳市	39, 773, 982	97, 061	23	460, 000	420, 000	385, 000
静岡県	御殿場市	37, 880, 604	88, 856	21	450, 000	410, 000	383, 000
福岡県	宗像市	37, 092, 703	97, 136	20	533, 000	474, 000	441, 000
京都府	舞鶴市	35, 146, 736	82, 827	26	570, 000	480, 000	440, 000
青森県	むつ市	34, 386, 858	57, 993	22	401, 000	361, 000	340, 000
大阪府	貝塚市	34, 241, 608	86, 974	18	589, 000	561, 000	523, 000
京都府	城陽市	33, 806, 552	76, 409	20	560, 000	495, 000	445, 000
東京都	稲城市	33, 680, 890	90, 585	22	523, 000	477, 000	445, 000
大阪府	摂津市	33, 447, 820	85, 855	19	620, 000	570, 000	535, 000
			平均値	21. 5	515, 545	462, 182	428, 545
			最大値	26	620, 000	570, 000	535, 000
			最小値	18	401, 000	361, 000	340, 000

上記団体における議会費の割合

金額：千円

都道府県名	市名	歳出総額 (H30決算)	議会費 (H30決算)	歳出総額に 占める議会 費の割合	一般財源 (H30決算)	一般財源に 占める議会 費の割合
島根県	浜田市	40,536,370	255,619	0.63%	21,243,758	1.20%
富山県	射水市	40,267,414	280,693	0.70%	25,186,663	1.11%
北海道	千歳市	39,773,982	314,339	0.79%	21,995,941	1.43%
静岡県	御殿場市	37,880,604	233,736	0.62%	19,014,687	1.23%
福岡県	宗像市	37,092,703	248,909	0.67%	19,619,701	1.27%
京都府	舞鶴市	35,146,736	338,152	0.96%	19,875,981	1.70%
青森県	むつ市	34,386,858	257,718	0.75%	17,956,739	1.44%
大阪府	貝塚市	34,241,608	260,139	0.76%	18,469,579	1.41%
京都府	城陽市	33,806,552	239,347	0.71%	16,124,131	1.48%
東京都	稲城市	33,680,890	314,182	0.93%	18,396,065	1.71%
大阪府	摂津市	33,447,820	312,468	0.93%	20,790,272	1.50%

類似団体（Ⅱ－３）のうち小学校数が近い団体との比較

面積：km² 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	小学校数 (H31. 1. 2)	住基人口 (H31. 1. 1)	面積 (R1. 10. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
						議長	副議長	議員
兵庫県	豊岡市	29	82,037	697.55	24	455,000	376,000	360,000
栃木県	日光市	26	82,638	1,449.83	24	490,000	410,000	380,000
京都府	舞鶴市	18	82,827	342.13	26	570,000	480,000	440,000
鹿児島県	姶良市	18	77,411	231.25	24	409,000	326,000	303,000
北海道	千歳市	17	97,061	594.50	23	460,000	420,000	385,000
京都府	亀岡市	17	89,093	224.80	24	560,000	490,000	440,000
島根県	浜田市	16	54,328	690.68	24	450,000	380,000	350,000
富山県	射水市	16	93,084	109.43	22	515,000	456,000	427,000
福井県	敦賀市	15	66,016	251.41	24	490,000	428,000	407,000
和歌山県	橋本市	15	63,024	130.55	18	520,000	470,000	440,000
長崎県	大村市	15	96,329	126.64	25	493,000	419,000	400,000
					平均値	23.5	492,000	423,182
					最大値	26	570,000	490,000
					最小値	18	409,000	303,000

近隣市のうち人口が近い団体との比較

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (R1. 12. 31)	面積 (R1. 10. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
					議長	副議長	議員
京都府	福知山市	77,682	552.57	24	495,000	440,000	410,000
京都府	舞鶴市	81,963	342.12	26	570,000	480,000	440,000
京都府	亀岡市	88,462	224.80	24	560,000	490,000	440,000
京都府	城陽市	76,039	32.71	20	560,000	495,000	445,000
京都府	長岡京市	81,060	19.17	24	520,000	490,000	450,000
兵庫県	豊岡市	80,952	697.55	24	455,000	376,000	360,000
				平均値	23.7	526,667	461,833
				最大値	26	570,000	495,000
				最小値	20	455,000	360,000

（参考）京都府北部の市の状況〔上記以外〕

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (R1. 12. 31)	面積 (R1. 10. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
					議長	副議長	議員
京都府	綾部市	33,213	347.10	18	450,000	400,000	365,000
京都府	宮津市	17,733	172.74	14	430,000	370,000	350,000
京都府	京丹後市	54,381	501.43	22	450,000	400,000	380,000

【議員報酬の比較】

類似団体のうち人口が舞鶴市に近い10団体

《議長》

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	620,000	405	20	3,013,200	10,453,200	19
東京都	東大和市	85,565	529,000	465	20	2,951,820	9,299,820	22
茨城県	牛久市	85,036	450,000	340	15	1,759,500	7,159,500	22
北海道	室蘭市	84,405	480,000	450	15	2,484,000	8,244,000	21
愛知県	尾張旭市	83,504	533,000	330	45	2,550,405	8,946,405	20
京都府	舞鶴市	82,827	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
栃木県	日光市	82,638	490,000	330	45	2,344,650	8,224,650	24
兵庫県	豊岡市	82,037	455,000	450	15	2,354,625	7,814,625	24
京都府	長岡京市	81,262	520,000	340	15	2,033,200	8,273,200	24
東京都	あきる野市	80,851	510,000	465	20	2,845,800	8,965,800	21
埼玉県	飯能市	79,708	470,000	450	20	2,538,000	8,178,000	19
平均値		83,063	511,545	397	22	2,463,991	8,602,536	22
最大値		85,855	620,000	465	45	3,013,200	10,453,200	26
最小値		79,708	450,000	330	15	1,759,500	7,159,500	19

《副議長》

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	570,000	405	20	2,770,200	9,610,200	19
東京都	東大和市	85,565	484,000	465	20	2,700,720	8,508,720	22
茨城県	牛久市	85,036	410,000	340	15	1,603,100	6,523,100	22
北海道	室蘭市	84,405	450,000	450	15	2,328,750	7,728,750	21
愛知県	尾張旭市	83,504	463,000	330	45	2,215,455	7,771,455	20
京都府	舞鶴市	82,827	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
栃木県	日光市	82,638	410,000	330	45	1,961,850	6,881,850	24
兵庫県	豊岡市	82,037	376,000	450	15	1,945,800	6,457,800	24
京都府	長岡京市	81,262	490,000	340	15	1,915,900	7,795,900	24
東京都	あきる野市	80,851	456,000	465	20	2,544,480	8,016,480	21
埼玉県	飯能市	79,708	410,000	450	20	2,214,000	7,134,000	19
平均値		83,063	454,455	397	22	2,188,823	7,642,278	22
最大値		85,855	570,000	465	45	2,770,200	9,610,200	26
最小値		79,708	376,000	330	15	1,603,100	6,457,800	19

《議員（議長及び副議長を除く）》

都道府県名	市名	人口 (人)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
大阪府	摂津市	85,855	535,000	405	20	2,600,100	9,020,100	19
東京都	東大和市	85,565	458,000	465	20	2,555,640	8,051,640	22
茨城県	牛久市	85,036	390,000	340	15	1,524,900	6,204,900	22
北海道	室蘭市	84,405	415,000	450	15	2,147,625	7,127,625	21
愛知県	尾張旭市	83,504	425,000	330	45	2,033,625	7,133,625	20
京都府	舞鶴市	82,827	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
栃木県	日光市	82,638	380,000	330	45	1,818,300	6,378,300	24
兵庫県	豊岡市	82,037	360,000	450	15	1,863,000	6,183,000	24
京都府	長岡京市	81,262	450,000	340	15	1,759,500	7,159,500	24
東京都	あきる野市	80,851	433,000	465	20	2,416,140	7,612,140	21
埼玉県	飯能市	79,708	385,000	450	20	2,079,000	6,699,000	19
平均値		83,063	424,636	397	22	2,047,112	7,142,748	22
最大値		85,855	535,000	465	45	2,600,100	9,020,100	26
最小値		79,708	360,000	330	15	1,524,900	6,183,000	19

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

類似団体のうち面積が舞鶴市に近い10団体

《議長》

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	401,000	325	20	1,563,900	6,375,900	22
北海道	石狩市	722	450,000	340	45	2,218,500	7,618,500	20
兵庫県	豊岡市	698	455,000	450	15	2,354,625	7,814,625	24
島根県	浜田市	691	450,000	325	15	1,681,875	7,081,875	24
北海道	千歳市	595	460,000	450	15	2,380,500	7,900,500	23
京都府	舞鶴市	342	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
石川県	七尾市	318	537,000	340	40	2,556,120	9,000,120	18
北海道	恵庭市	295	440,000	450	20	2,376,000	7,656,000	21
福井県	敦賀市	251	490,000	340	20	1,999,200	7,879,200	24
鹿児島県	姶良市	231	409,000	340	15	1,599,190	6,507,190	24
京都府	亀岡市	225	560,000	340	15	2,189,600	8,909,600	24
平均値		476	474,727	367	21	2,104,383	7,801,110	23
最大値		864	570,000	450	45	2,556,120	9,068,700	26
最小値		225	401,000	325	15	1,563,900	6,375,900	18

《副議長》

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	361,000	325	20	1,407,900	5,739,900	22
北海道	石狩市	722	400,000	340	45	1,972,000	6,772,000	20
兵庫県	豊岡市	698	376,000	450	15	1,945,800	6,457,800	24
島根県	浜田市	691	380,000	325	15	1,420,250	5,980,250	24
北海道	千歳市	595	420,000	450	15	2,173,500	7,213,500	23
京都府	舞鶴市	342	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
石川県	七尾市	318	428,000	340	40	2,037,280	7,173,280	18
北海道	恵庭市	295	385,000	450	20	2,079,000	6,699,000	21
福井県	敦賀市	251	428,000	340	20	1,746,240	6,882,240	24
鹿児島県	姶良市	231	326,000	340	15	1,274,660	5,186,660	24
京都府	亀岡市	225	490,000	340	15	1,915,900	7,795,900	24
平均値		476	406,727	367	21	1,804,485	6,685,212	23
最大値		864	490,000	450	45	2,173,500	7,795,900	26
最小値		225	326,000	325	15	1,274,660	5,186,660	18

《議員（議長及び副議長を除く）》

都道府県名	市名	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
青森県	むつ市	864	340,000	325	20	1,326,000	5,406,000	22
北海道	石狩市	722	370,000	340	45	1,824,100	6,264,100	20
兵庫県	豊岡市	698	360,000	450	15	1,863,000	6,183,000	24
島根県	浜田市	691	350,000	325	15	1,308,125	5,508,125	24
北海道	千歳市	595	385,000	450	15	1,992,375	6,612,375	23
京都府	舞鶴市	342	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
石川県	七尾市	318	401,000	340	40	1,908,760	6,720,760	18
北海道	恵庭市	295	355,000	450	20	1,917,000	6,177,000	21
福井県	敦賀市	251	407,000	340	20	1,660,560	6,544,560	24
鹿児島県	姶良市	231	303,000	340	15	1,184,730	4,820,730	24
京都府	亀岡市	225	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	24
平均値		476	377,364	367	21	1,675,041	6,203,405	23
最大値		864	440,000	450	45	1,992,375	7,000,400	26
最小値		225	303,000	325	15	1,184,730	4,820,730	18

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

類似団体のうち財政規模が舞鶴市に近い10団体

《議長》

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	450,000	325	15	1,681,875	7,081,875	24
富山県	射水市	40,267,414	515,000	340	40	2,451,400	8,631,400	22
北海道	千歳市	39,773,982	460,000	450	15	2,380,500	7,900,500	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	450,000	340	20	1,836,000	7,236,000	21
福岡県	宗像市	37,092,703	533,000	340	20	2,174,640	8,570,640	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	570,000	340	15	2,228,700	9,068,700	26
青森県	むつ市	34,386,858	401,000	325	20	1,563,900	6,375,900	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	589,000	445	20	3,145,260	10,213,260	18
京都府	城陽市	33,806,552	560,000	335	15	2,157,400	8,877,400	20
東京都	稲城市	33,680,890	523,000	450	20	2,824,200	9,100,200	22
大阪府	摂津市	33,447,820	620,000	405	20	3,013,200	10,453,200	19
平均値		36,387,412	515,545	372	20	2,314,280	8,500,825	22
最大値		40,536,370	620,000	450	40	3,145,260	10,453,200	26
最小値		33,447,820	401,000	325	15	1,563,900	6,375,900	18

《副議長》

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	380,000	325	15	1,420,250	5,980,250	24
富山県	射水市	40,267,414	456,000	340	40	2,170,560	7,642,560	22
北海道	千歳市	39,773,982	420,000	450	15	2,173,500	7,213,500	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	410,000	340	20	1,672,800	6,592,800	21
福岡県	宗像市	37,092,703	474,000	340	20	1,933,920	7,621,920	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	480,000	340	15	1,876,800	7,636,800	26
青森県	むつ市	34,386,858	361,000	325	20	1,407,900	5,739,900	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	561,000	445	20	2,995,740	9,727,740	18
京都府	城陽市	33,806,552	495,000	335	15	1,906,988	7,846,988	20
東京都	稲城市	33,680,890	477,000	450	20	2,575,800	8,299,800	22
大阪府	摂津市	33,447,820	570,000	405	20	2,770,200	9,610,200	19
平均値		36,387,412	462,182	372	20	2,082,223	7,628,405	22
最大値		40,536,370	570,000	450	40	2,995,740	9,727,740	26
最小値		33,447,820	361,000	325	15	1,407,900	5,739,900	18

《議員（議長及び副議長を除く）》

都道府県名	市名	財政規模 (千円)	報酬月額 (円)	期末手当 (率：％、額：円)			年収額 (円)	議員定数 (人)
				年間支給率	加算率	期末手当額		
島根県	浜田市	40,536,370	350,000	325	15	1,308,125	5,508,125	24
富山県	射水市	40,267,414	427,000	340	40	2,032,520	7,156,520	22
北海道	千歳市	39,773,982	385,000	450	15	1,992,375	6,612,375	23
静岡県	御殿場市	37,880,604	383,000	340	20	1,562,640	6,158,640	21
福岡県	宗像市	37,092,703	441,000	340	20	1,799,280	7,091,280	20
京都府	舞鶴市	35,146,736	440,000	340	15	1,720,400	7,000,400	26
青森県	むつ市	34,386,858	340,000	325	20	1,326,000	5,406,000	22
大阪府	貝塚市	34,241,608	523,000	445	20	2,792,820	9,068,820	18
京都府	城陽市	33,806,552	445,000	335	15	1,714,363	7,054,363	20
東京都	稲城市	33,680,890	445,000	450	20	2,403,000	7,743,000	22
大阪府	摂津市	33,447,820	535,000	405	20	2,600,100	9,020,100	19
平均値		36,387,412	428,545	372	20	1,931,966	7,074,511	22
最大値		40,536,370	535,000	450	40	2,792,820	9,068,820	26
最小値		33,447,820	340,000	325	15	1,308,125	5,406,000	18

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

議員報酬及び期末手当の総額の住民1人当たりの額

【人口が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当の総額 (円)	住民1人当たりの額 (円)
大阪府	摂津市	85,855	19	173,405,100	2,020
東京都	東大和市	85,565	22	178,841,340	2,090
茨城県	牛久市	85,036	22	137,780,600	1,620
北海道	室蘭市	84,405	21	151,397,625	1,794
愛知県	尾張旭市	83,504	20	145,123,110	1,738
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
栃木県	日光市	82,638	24	155,429,100	1,881
兵庫県	豊岡市	82,037	24	150,298,425	1,832
京都府	長岡京市	81,262	24	173,578,100	2,136
東京都	あきる野市	80,851	21	161,612,940	1,999
埼玉県	飯能市	79,708	19	129,195,000	1,621
平均値		83,063	22	158,306,949	1,906
最大値		85,855	26	184,715,100	2,230
最小値		79,708	19	129,195,000	1,620

【面積が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当の総額 (円)	住民1人当たりの額 (円)
青森県	むつ市	57,993	22	120,235,800	2,073
北海道	石狩市	58,345	20	127,144,300	2,179
兵庫県	豊岡市	82,037	24	150,298,425	1,832
島根県	浜田市	54,328	24	134,240,875	2,471
北海道	千歳市	97,061	23	153,973,875	1,586
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
石川県	七尾市	52,940	18	123,705,560	2,337
北海道	恵庭市	69,850	21	131,718,000	1,886
福井県	敦賀市	66,016	24	158,741,760	2,405
鹿児島県	姶良市	77,411	24	117,749,910	1,521
京都府	亀岡市	89,093	24	170,714,300	1,916
平均値		71,627	23	143,021,628	2,040
最大値		97,061	26	184,715,100	2,471
最小値		52,940	18	117,749,910	1,521

【財政規模が舞鶴市に近い市との比較】

都道府県名	市名	人口 (人)	議員定数 (人)	報酬及び期末手当の総額 (円)	住民1人当たりの額 (円)
島根県	浜田市	54,328	24	134,240,875	2,471
富山県	射水市	93,084	22	159,404,360	1,712
北海道	千歳市	97,061	23	153,973,875	1,586
静岡県	御殿場市	88,856	21	130,842,960	1,473
福岡県	宗像市	97,136	20	143,835,600	1,481
京都府	舞鶴市	82,827	26	184,715,100	2,230
青森県	むつ市	57,993	22	120,235,800	2,073
大阪府	貝塚市	86,974	18	165,042,120	1,898
京都府	城陽市	76,409	20	143,702,913	1,881
東京都	稲城市	90,585	22	172,260,000	1,902
大阪府	摂津市	85,855	19	173,405,100	2,020
平均値		82,828	22	152,878,064	1,884
最大値		97,136	26	184,715,100	2,471
最小値		54,328	18	120,235,800	1,473

※ 本資料は、市議会議員報酬に関する調査結果（令和元年12月31日現在）〔全国市議会議長会〕をもとに、舞鶴市議会が作成したものである。

6 位置及び地勢、市域の推移、地区別人口

◆ 位置及び地勢 ◆

舞鶴市は、本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入したところにあり、京都府の北東部を占め、京阪神から 100 km 圏に位置している。(東経 135 度 10 分～29 分、北緯 35 度 23 分～43 分)

市域のうち平野部のほとんどは河川流域で、平地面積は非常に少なく、大部分が青葉山、三国岳、弥仙山などの山々と丘陵からなっている。

また、河川は、市域の西部を縦貫する由良川のほか、伊佐津川、祖母谷川など中小河川が市内各地に流れている。

面積	東西	南北	海岸線
342.13 km ²	29.7 km	成生岬 24.9 km 小島 37.0 km	119.9 km

資料：舞鶴市勢要覧 2012、舞鶴市統計書（令和元年版）

本市の使命と役割

【日本海側の国際港湾ゲートウェイ拠点】

本市は、2011 年 11 月に「国際海上コンテナ」「国際フェリー・RORO 船」「外航クルーズ」の 3 つの機能において、日本海側拠点港に選定された近畿日本海側で唯一の重要港湾である「京都舞鶴港」を擁する北近畿の中核都市。

高速道路ネットワークの充実や港湾施設の促進等による機能強化が図られる中、国際フェリー航路の開設のほか、コンテナ貨物取扱量、大型クルーズ客船の寄港数の増加等、物流・人流の関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての機能強化が進んでいる。

【日本海側の国防・海の安全の拠点】

本市は、海上自衛隊舞鶴地方隊をはじめ、日本海側唯一の海上自衛隊航空基地が所在するなど、日本海側の海上自衛隊の最重要拠点であるとともに、西部日本海を担任する第八管区海上保安本部や舞鶴海上保安部、海上保安学校など、海上安全の拠点が立地。

また、災害に強い京都舞鶴港における国防、海の安全の拠点の集積により、南海トラフ地震等、太平洋側での大規模災害時において重要な災害支援拠点となる地域。

【関西圏のエネルギー供給拠点、リダンダンシー機能】

本市には、関西電力舞鶴発電所（火力）が立地するとともに、隣接する高浜町には高浜発電所（原子力）が所在しており、関西経済圏を支える一大エネルギー拠点となっている。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模地震発生が懸念される中、高いリダンダンシー機能を備える本エリアの幅広い役割は、一層重要なものとなっている。

資料：第 7 次舞鶴市総合計画

◆ 市域の推移 ◆

市町村	年月日	合併等の状況	面積 (km ²)
舞鶴町	明治22年4月1日	西地区の市街地をもって町制施行	
余部町	明治35年6月1日	余内村の余部上・余部下・長浜・和田の区域をもって町制施行	9.0
新舞鶴町	明治39年7月1日	倉梯村と志楽村の一部をもって町制施行	5.1
中舞鶴町	大正8年11月1日	余部町を改称	9.0
舞鶴町	昭和11年8月1日	隣接の四所・高野・池内・余内・中筋の5か村合併	91.4
舞鶴市	昭和13年8月1日	市制施行	91.4
東舞鶴市	昭和13年8月1日	新舞鶴町・中舞鶴町・倉梯村・与保呂村・志楽村の5か町村を合併し、その区域をもって市制施行	61.0
東舞鶴市	昭和17年8月1日	朝来・東大浦・西大浦の3か村合併	143.1
舞鶴市	昭和18年5月27日	舞鶴市と東舞鶴市合併	234.6
舞鶴市	昭和32年5月27日	加佐町編入	340.3

資料：舞鶴市統計書（令和元年版）

本市のあゆみ

【城下町としての発展】

戦国時代末期に田辺城が築城されて城下町がつくられ、江戸時代には、田辺藩の城下町として栄えるとともに、港は海運の拠点として発達。1889（明治 22）年には、町村制施行とともに旧城下町である西地区は舞鶴町となり、その後、近村を合併して、1938（昭和 13）年に旧舞鶴市制を施行。

【軍港都としての発展】

東・中地区では、1901（明治 34）年の海軍鎮守府開庁に先駆けて計画的な都市づくりが進められて市街地が形成。中地区は、鎮守府・海軍工廠等の中枢施設が設置され、余部町として出発し、東地区の市街地は、新舞鶴町となり、その後、1938（昭和 13）年に両町と近村が合併して東舞鶴市制を施行。

太平洋戦争の局面悪化につれ、海軍施設が旧舞鶴市に拡大され、両市が一体となった大軍港都建設が強く要請され、1943（昭和 18）年 5 月に両市が合併し、現在の舞鶴市が誕生。

また、1957（昭和 32）年には、加佐町を編入。

資料：第 7 次舞鶴市総合計画

◆ 地区別人口 ◆

市名	人口	地区名	人口	地域名	人口
舞鶴市	83,990	東地区	41,302	東大浦	807 人
				西大浦	1,169 人
				朝来	3,705 人
				志楽	5,464 人
				与保呂	2,754 人
				倉梯	14,122 人
				祖母谷	4,078 人
				新舞鶴	9,203 人
		中地区	7,742	余部上	1,793 人
				余部下	5,949 人
		西地区	31,193	旧舞鶴	8,210 人
				余内	7,752 人
				四所	2,482 人
				高野	2,896 人
				中筋	8,300 人
				池内	1,553 人
		加佐地区	3,753	岡田上	725 人
				岡田中	570 人
				岡田下	795 人
				八雲	1,159 人
				神崎	504 人

資料：舞鶴市人口ビジョン（令和2年3月）[平成27年国勢調査]

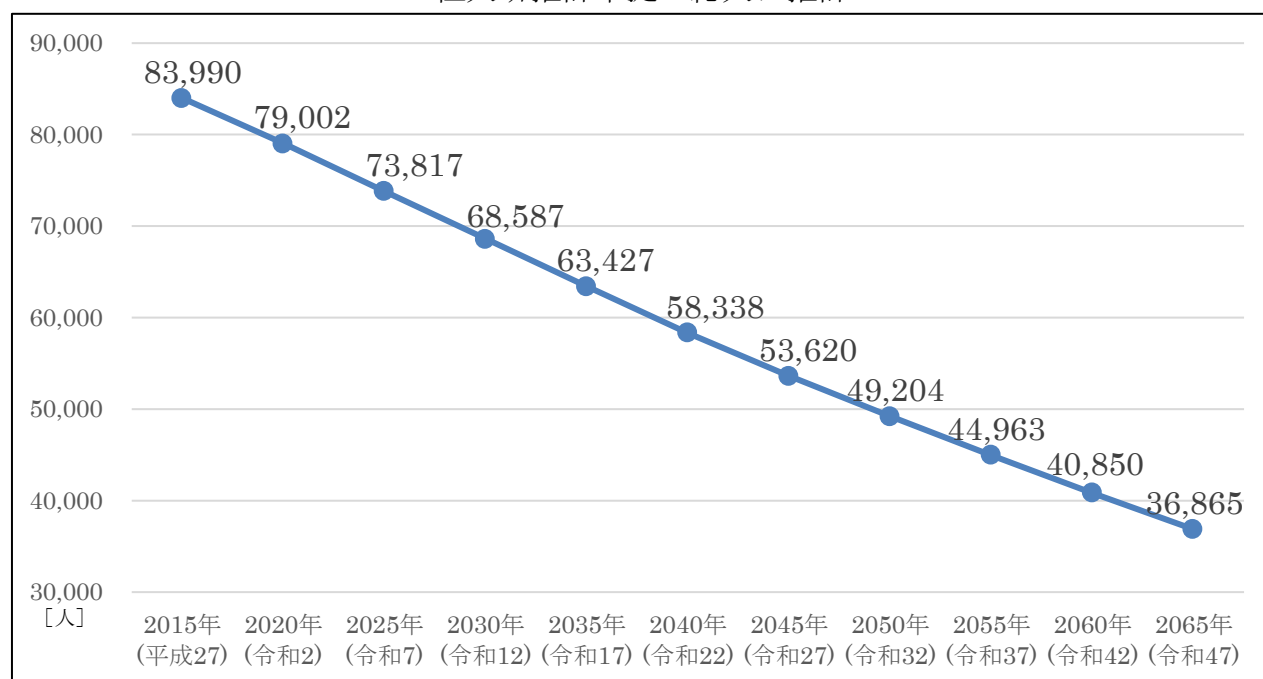
7 将来予測、市政の方向性

◆ 将来予測（人口） ◆

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいて、2040（令和 22）年までの自然増減、社会増減の傾向が継続すると仮定し、2065（令和 47）年まで推計した結果（社人研推計準拠）は、下記のグラフのとおり。

2040（令和 22）年までは、年間約 1,000 人の減少が続き、その後、減少は緩やかになるものの、年間約 800 人の減少が続く推計となっている。

社人研推計準拠の総人口推計



社人研推計準拠に基づく人口減少段階は、2015 年の人口を基準とした場合、2020 年までは、老年人口が増加・維持で推移する「第 1 段階」であり、以降、2045 年までが、老年人口が維持・微減で推移する「第 2 段階」、それ以降は、老年人口も減少する「第 3 段階」に移る推計となっている。

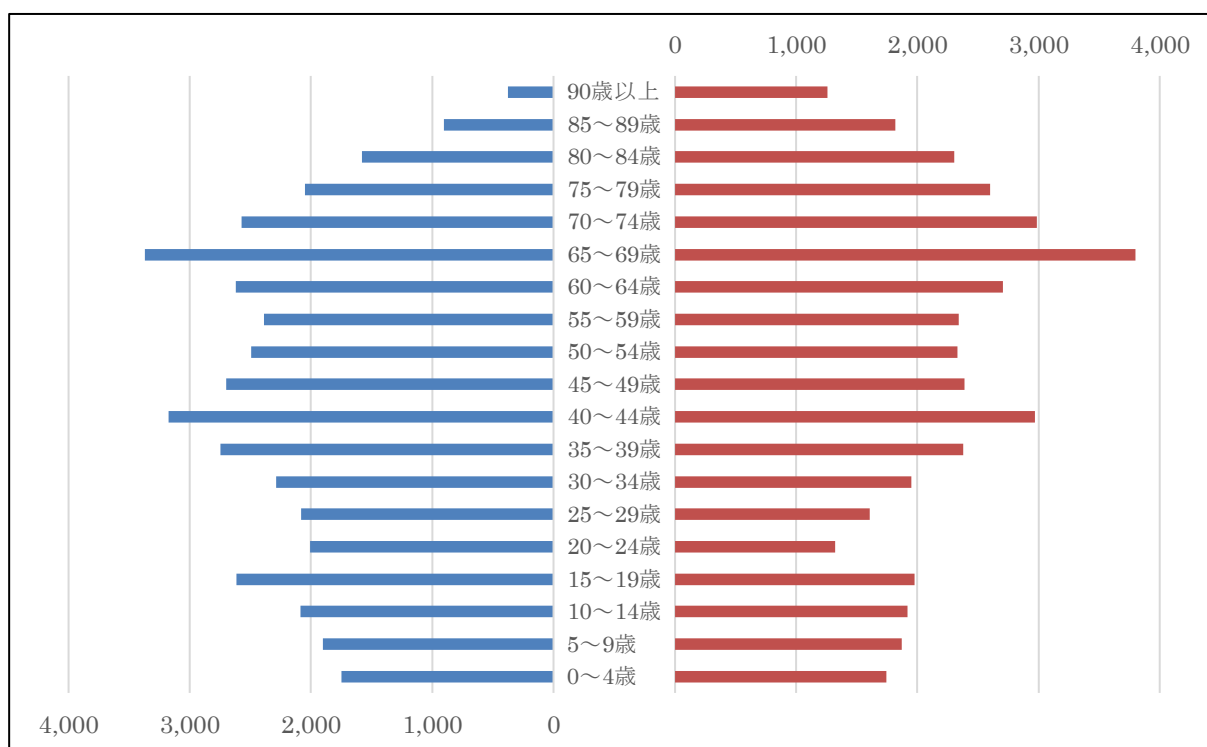
2015（平成 27）年を 100 とした場合の指数推計

	2020（令和2）年	2025（令和7）年	2045（令和27）年	2065（令和47）年
年少人口	93	86	68	50
生産年齢人口	92	85	57	43
老年人口	100	97	83	56
総 数	94	89	66	48

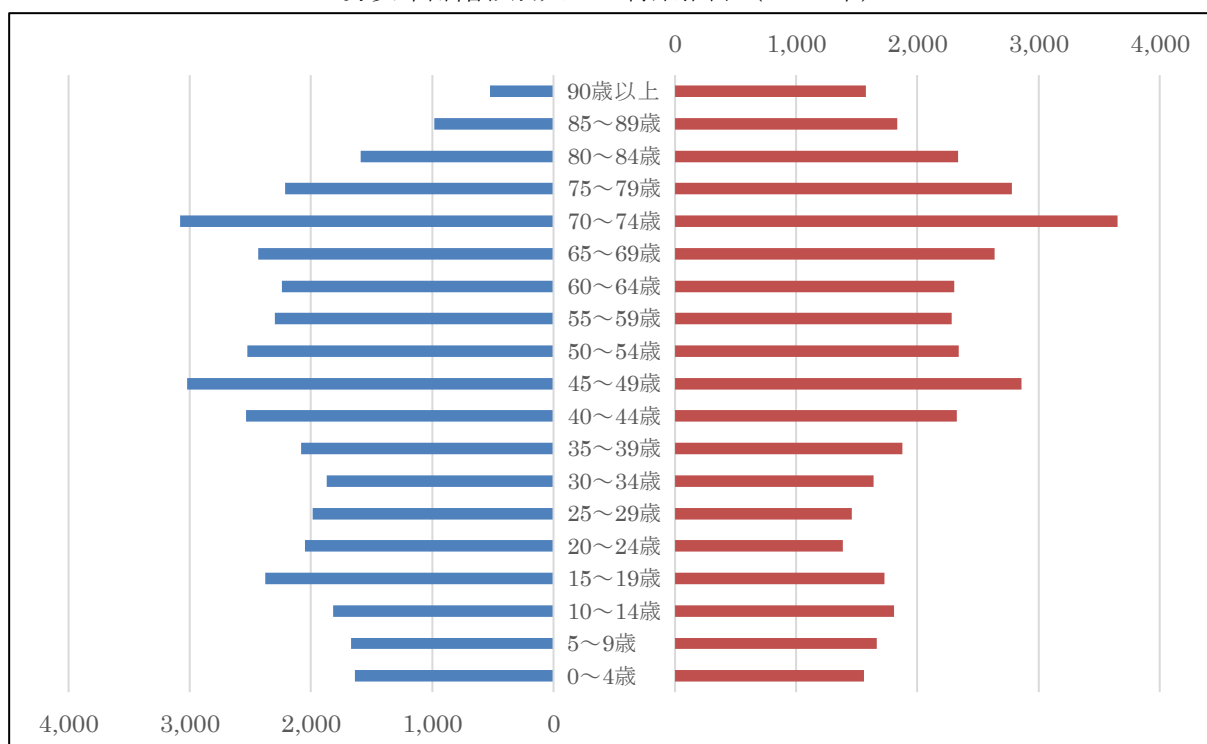
資料：舞鶴市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）

■男 ■女

男女年齢階級別人口（2015 年国勢調査）

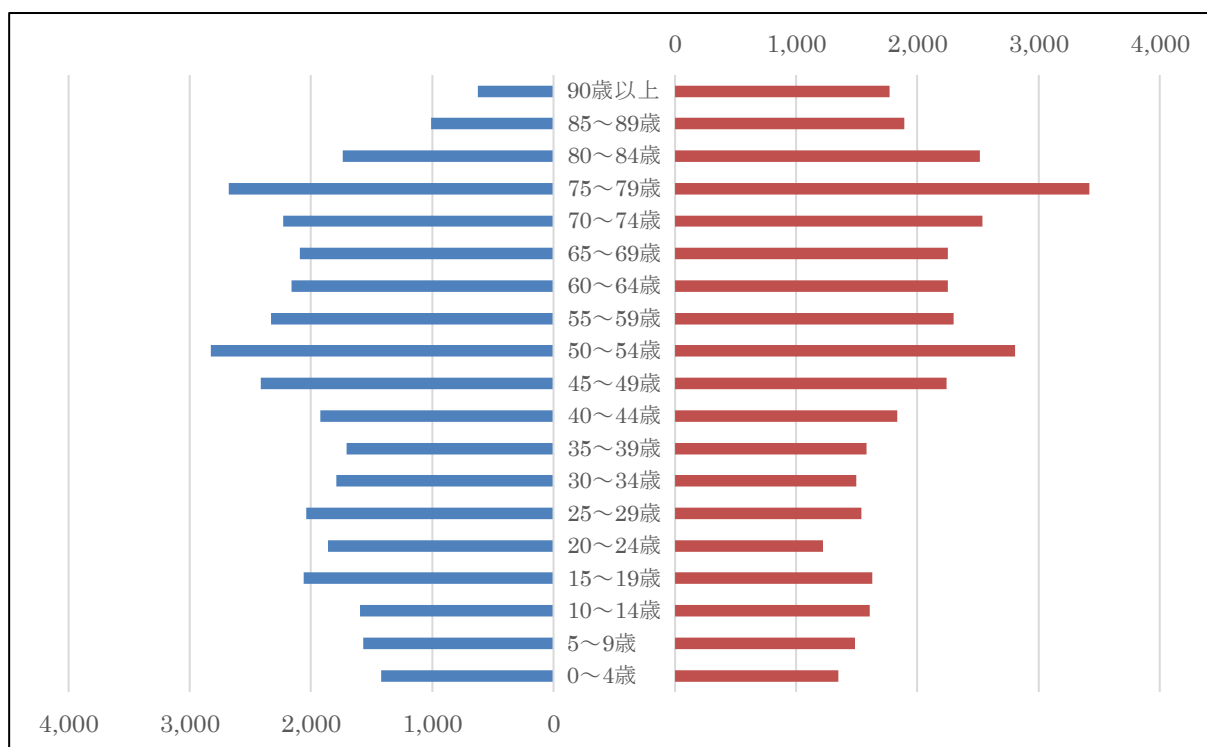


男女年齢階級別人口の将来推計（2020 年）

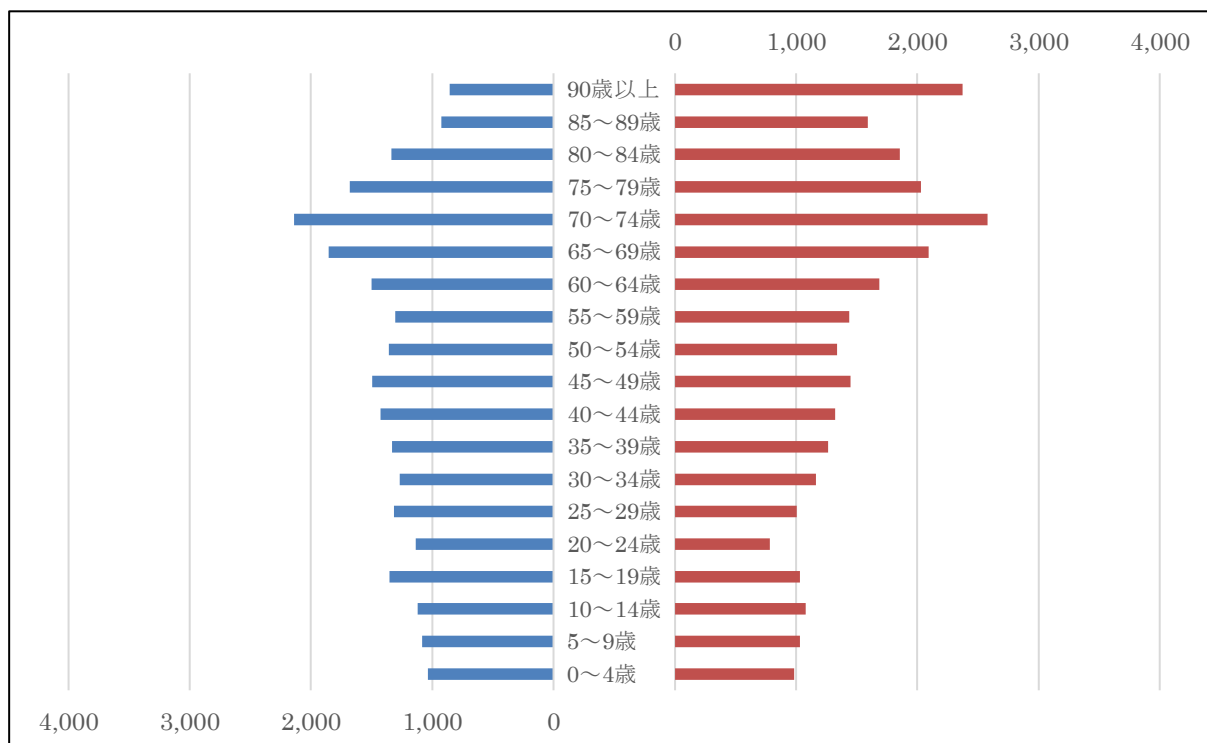


■男 ■女

男女年齢階級別人口の将来推計（2025 年）



男女年齢階級別人口の将来推計（2045 年）



所

◆ 市政の方向性 ◆

第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月～7年3月）

【基本目標1：将来に夢と希望の持てる活力あるまちをつくる】

本市最大の地域資源である海・港を生かした産業はもとより、地域で築いてきた商工業基盤、全国に誇れる農林水産物や観光関連サービスなどの産業の高付加価値化、さらなるブランド力の向上を目指し、地域の安定、活性化を目指す。

地域の富を増やし、「舞鶴でやりたい仕事を見つけ、住み続けたい」「いったん外に出ても戻り、舞鶴で働きたい」希望をかなえるまちづくりを進める。

《数値目標》

◇交流人口	253万人（H30） → 342万人（R6）
◇交流人口地域消費額	約146億円（H30） → 約218億円（R6）
◇生産年齢人口の就業率	75.2%（H27国調） → 77.0%（R7国調）

【基本目標2：このまちに魅かれ、移り住みたくなるまちをつくる】

舞鶴に住んでいる人にとって暮らしやすく、住み続けたいと思うまち、また、個人や企業がこのまちの多様な魅力に魅かれ、このまちに移り住みたくなるまち、離れていてもこの地域のために力になってほしいと思えるきっかけづくりを市民と行政が力を合わせて築き上げる。

《数値目標》

◇定住人口の減少抑制	79,886人（R1.10.1推計） → 75,200人（R6）
◇移住世帯数	13世帯（H30） → 15世帯（R6）

【基本目標3：結婚・出産・子育ての希望がかなう、子育てにやさしいまちをつくる】

妊娠、出産、子育てなど、安心して子どもを産み育てることができると同時に、子どもの豊かな育ちと成長が実現できるまちづくりを進める。

また、0歳から15歳までの切れ目のない質の高い教育環境の充実や、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりなど、学校や家庭、地域が相互に連携することで「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を進める。

《数値目標》

◇定住人口の減少抑制	79,886人（R1.10.1推計） → 75,200人（R6）
◇子育てしやすいまち満足度	57.5%（H29） → 75.0%（R6）

【基本目標4：生涯を通じて心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に継承する】

人口減少や少子高齢化、局地化・複雑化する危機事象への対応など、今日的な社会課題に柔軟に対応しながら次世代に活力ある舞鶴を継承するため、効率的で利便性の高い安全安心な都市基盤の形成に努めるとともに、いつまでも健康で生きがいを感じ、生涯を通じて心豊かな生活を営むことができるまちづくりに努める。

《数値目標》

◇利便なまちと思う人の割合	30.7%（H29） → 50.0%（R6）
◇ふれあいや連帯感があるまちと思う人の割合	43.2%（H29） → 50.0%（R6）
◇安全に暮らせるまちと思う人の割合	72.9%（H29） → 80.0%（R6）

【横断的目標 1：多様な人材の活躍を推進する】

多様化、複雑化する地域課題の解決に向けて、市民団体や企業、金融機関、教育機関などの多様な主体との連携を充実・強化するとともに、市民一人ひとりが活躍できる環境はもとより、誰もが身近な地域で支えあいながら暮らせる環境づくりに努める。

また、国籍や民族、習慣の違いを問わず、お互いの文化を認め合い、誰もが安心して生活できる多文化共生社会の実現を目指す。

《数値目標》

◇女性(25～44歳)の就業率	71.1% (H27国調)	→ 75.0% (R7国調)
◇高齢者(65～74歳)の就業率	37.8% (H27国調)	→ 40.0% (R7国調)
◇障害者の実雇用率	2.61% (R1国調べ)	→ 2.7% (R6)

【横断的目標 2：新しい時代の流れを力にする】

A I や I o T 等の先端技術を積極的に活用する中で、地方における Society5.0 を実現し、SDGs 未来都市として、持続可能で誰一人取り残さない社会づくりを推進する。

《数値目標》

◇多様な連携によるSDGsの達成に向けた取組数	5件 (R1)	→ 20件 (R6)
-------------------------	---------	------------

資料：第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第7次舞鶴市総合計画前期実行計画 (2019年4月～2023年3月)

【将来の財政負担を踏まえた安定的で持続可能な財政運営】

将来の財政負担に配慮しながら、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果・成果を発揮させ、健全かつ持続可能な財政運営を行う。

将来に責任ある財政基盤を堅持するため、建設事業に係る市債の計画的な発行に努める。

大幅な税収減や災害の発生など、不測の財政支出に備え、財政調整積立金をはじめとする基金の弾力的な活用により安定的な財政運営に努める。

主な財政指標等の見通し

	基準値 2017年	2019年	2020年	2021年	2022年
経常収支比率	97.9%	97.1%	96.7%	96.3%	96.0%
建設地方債残高	197億円	201億円	204億円	205億円	207億円
実質公債費比率	10.6%	—	—	—	13.0%
将来負担比率	113.0%	—	—	—	130.0%

資料：第7次舞鶴市総合計画前期実行計画

8 舞鶴市議会の活動状況

◇ 本会議開催状況 [令和元年 11 月 28 日～令和 2 年 11 月 25 日]

	開会月日	閉会月日	会期 日数	本会議 開催日数	本会議 審議時間	議員出席 延べ人数	出席率	傍聴者数
12 月定例会	R1. 11. 28	R1. 12. 26	29	5	14:56	130	100%	34
3 月定例会	R2. 2. 25	R2. 3. 27	32	6	22:43	154	98.7%	0
第 1 回臨時会	R2. 4. 30	R2. 4. 30	1	1	1:24	26	100%	0
第 2 回臨時会	R2. 5. 21	R2. 5. 21	1	1	0:44	26	100%	0
6 月定例会	R2. 5. 29	R2. 6. 29	32	5	18:01	130	100%	2
9 月定例会	R2. 9. 2	R2. 10. 6	35	5	24:26	130	100%	24
合 計			130	23	82:14	596	99.7%	60

◇ 委員会等開催状況 [令和元年 11 月 28 日～令和 2 年 11 月 25 日]

区 分	名 称	開会中	閉会中	合 計
常任委員会	総務消防委員会	7	3	10
	産業建設委員会	7	5	12
	福祉健康委員会	7	4	11
	市民文教委員会	9	6	15
	予算決算委員会	9		9
	総務消防分科会	7		7
	産業建設分科会	7		7
	福祉健康分科会	6		6
	市民文教分科会	7		7
議会運営委員会		10	10	20
特別委員会	議会活性化特別委員会	9	12	21
	原子力防災・安全等特別委員会		4	4
	市内造船事業に関する調査特別委員会	2	3	5
	新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	6	8	14
協議調整の場	議員協議会	3	8	11
	広報会議	2	2	4
	議会報編集部会	6	12	18
	F M放送部会	4	9	13
その他の会議	各派幹事会	8	20	28
	各派幹事長会	5	1	6
	市民と議会のわがまちトークに係る作業部会		10	10
	I C T 検討部会	3	4	7
	予算作業部会		6	6

◇ 議会活性化の取組状況 [令和元年 11 月 28 日～令和 2 年 11 月 25 日]

(1) 情報発信の状況

① 舞鶴市議会だより

- i 発行部数 27,000 部
- ii 配布方法 新聞折込、希望者への郵送、公共施設への配架、
ホームページへの掲載、スマートフォン用アプリ「マチイロ」
- iii 内容 定例会の内容等（計 6 回発行）

② ホームページ

- i 開設 平成 14 年 3 月
- ii 掲載内容 議会日程、議案、議決結果、議案に対する議員の賛否、傍聴、
請願・陳情の内容、議会の概要や委員会構成、議員紹介、
議員名簿（委員会、会派）、市議会だより、
本会議の中継及び録画配信、議長交際費、政務活動費、
議会活性化の取り組み、視察受入状況 など
- iii アクセス数 69,820 件（令和 2 年 11 月 8 日現在）

③ SNS（Facebook）

- i 開設 令和 2 年 7 月
- ii 投稿内容 議会の活動全般
- iii フォロワー 214 件（令和 2 年 11 月 8 日現在）

④ FM放送

- i 開始 平成 28 年
- ii 方法 「FMまいづる」の番組への議員の生出演（毎月 1 回）
- iii 内容 議会の活動内容（計 11 回放送）

⑤ 映像配信

- i 開始 平成 22 年 6 月（本会議）
- ii 現在の方法 YouTube によるライブ配信、録画映像配信
- iii 視聴状況 チャンネル登録者数：114 人（令和 2 年 11 月末現在）
本会議開催日の平均視聴者数：71.4 人
（令和元年 12 月定例会から令和 2 年 9 月定例会までの平均）

(2) 市民との意見交換の場の状況

- ・ 令和元年は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を踏まえて開催を見送った。

(3) その他の主な取組

① 「市民に開かれた議会」に関する取組

- ・ ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開
- ・ 公式 Facebook を開設（令和 2 年 7 月）
- ・ 議会学習会を開催（小学校 4 校・147 人）

- ② 「議会機能の充実」に関する取組
 - ・ 第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出
 - ・ 議会アドバイザーを委嘱（京都府立大学公共政策学部教授 窪田好男 氏）
 - ・ 議員研修会を開催（令和2年1月・11月）
- ③ 「効率的・効果的な議会運営」に関する取組
 - ・ 議場からの避難を含む防災訓練を実施し、新たに地震発生時の対応マニュアルを策定
 - ・ オンライン会議や委員会の映像配信を検討（ICT検討部会）
 - ・ 議会予算のあり方を検討（予算作業部会）
- ④ 感染症対策による会議の変更
 - ・ 傍聴の自粛要請、人数制限・別室傍聴の実施
 - ・ オンライン会議の一部試行
 - ・ 発言席、演壇、議長席への飛沫飛散防止パネルの設置
 - ・ 議員協議会の中止

9 議会活動の見える化に関する調査結果

【調査結果の概要】

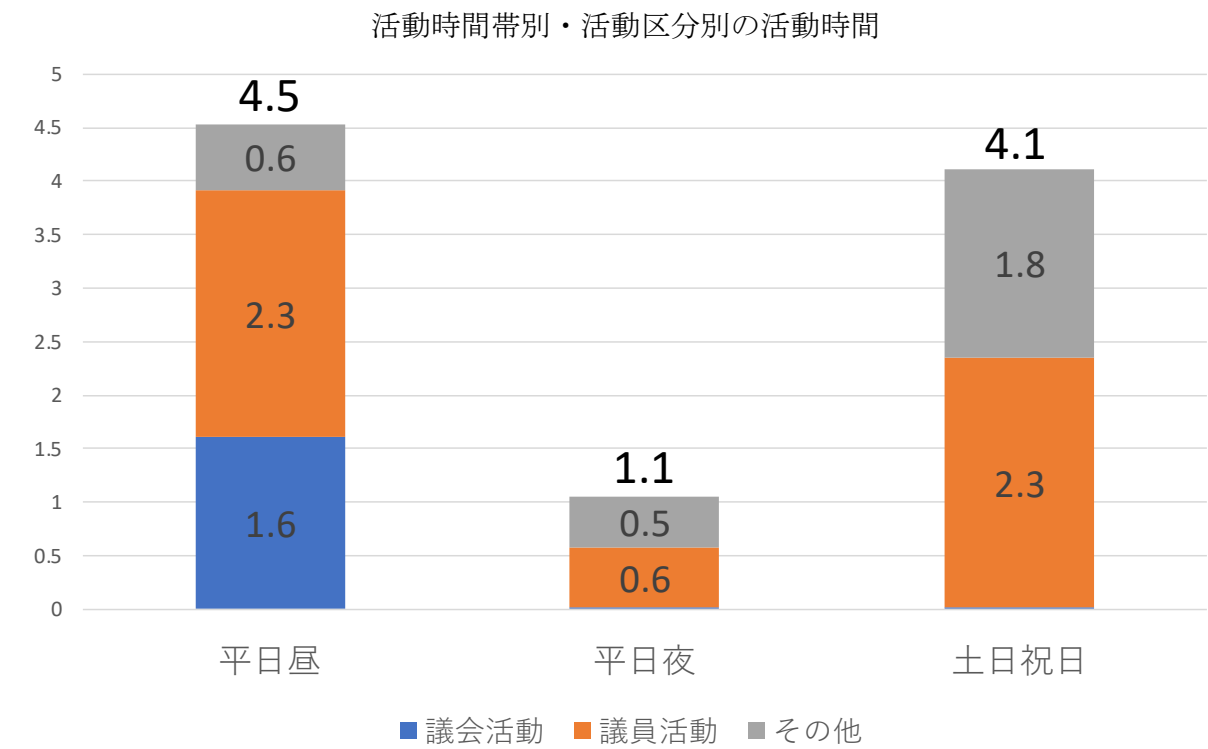
回 答 数：26人（議員全員）

集計範囲：令和3年2月から令和3年3月までの議会活動及び議員活動

◆ 1日当たりの活動時間（全体平均）

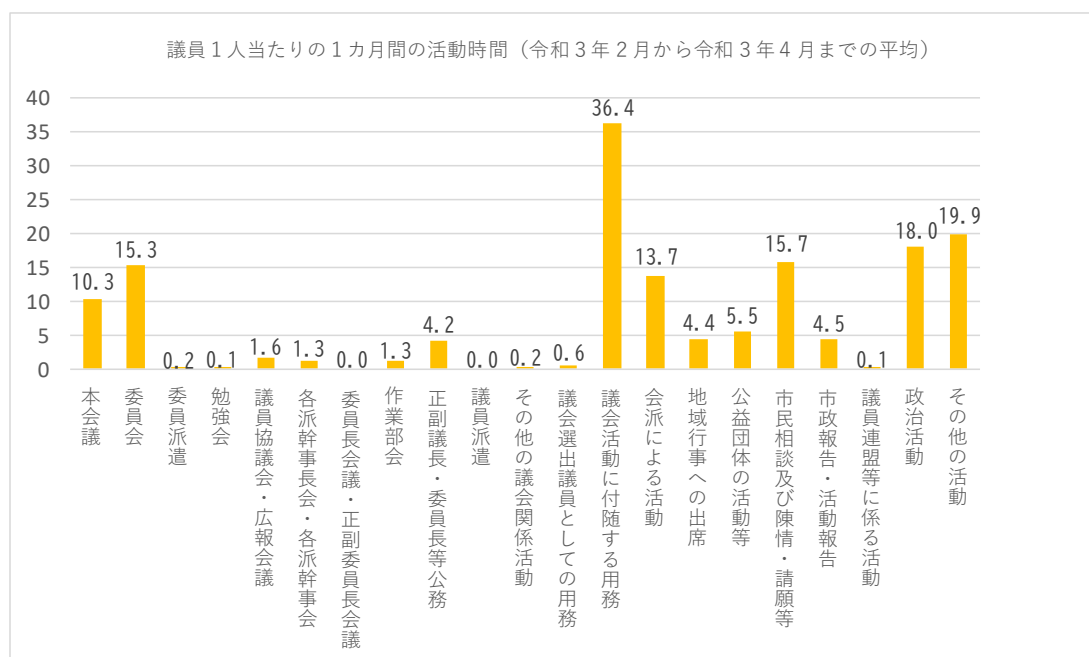
	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.6	0.0	0.0	1.2
議員活動	2.3	0.6	2.3	2.7
その他	0.6	0.5	1.8	1.3
合計	4.5	1.1	4.1	5.2

	1日の活動時間	1カ月平均活動日数	1カ月の活動時間
議員	5.17	× 29.7	= 153.4
市職員	7.75	× 21.3	= 165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間			
議員	3.89	× 29.7	= 115.5

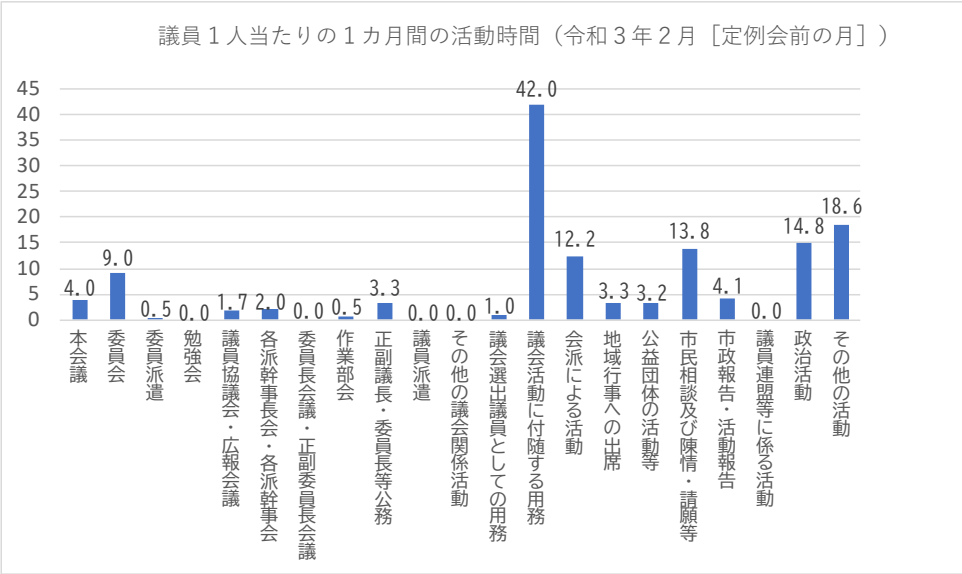


◆議員の活動の内容

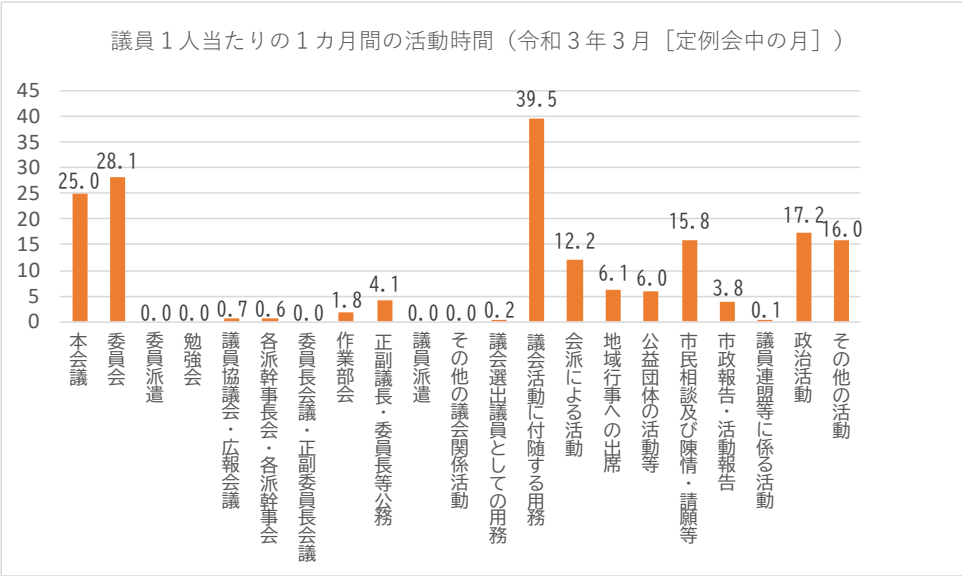
活動区分		活動内容
議会活動	本会議	本会議への出席
	委員会	常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・理事会・連合審査会への出席
	委員派遣（市内・市外調査視察）	委員会又は議会報編集部の調査視察・現地視察への出席
	勉強会	議長の主催する勉強会、委員会所管に係る勉強会、事務局からの事務的な説明会への出席
	議員協議会・広報会議（部会含む）	協議・調整する場として位置づけられた会議への出席
	各派幹事長会・各派幹事会	会派代表者の会議への出席
	委員長会議・正副委員長会議	委員会委員長等の会議への出席
	作業部会	作業部会への出席
	正副議長・委員長等公務	正副議長を充て職とする各種行事及び会議への出席、各種会議等の打ち合わせ
	議員派遣	議員研修会や意見交換会への参加
	その他の議会関係活動	議会として参加を決定した行事への参加（議員総会など）
議員活動	議会選出議員としての用務	監査委員、広域連合議会議員（後期高齢者医療・地方税機構）、都市計画審議会委員
	議会活動に付随する用務	質疑、質問の準備（ヒアリング含む）、議案熟読、報告書・議会報・FM放送原稿などの執筆
	会派による活動	会派会議、政務活動費を活用した活動等
	地域行事への出席	地域団体や学校等が主催する行事、市等が開催する地元説明会への出席・参加（準備等を含む）
	ボランティア活動、文化・スポーツ団体、公益団体の活動	議員の立場で活動。行事等への出席・参加（準備等を含む）
	市民相談及び陳情・請願等	市民・地域・団体等からの要望等の受領及び行政への陳情、地域課題の把握や解決のための活動
	市政報告・活動報告	市民・地域・団体等に対する市政や活動の報告
	議員連盟等に係る活動	山陰新幹線京都府北部ルート誘致推進舞鶴市議員連盟等に係る活動
その他	政治活動	政党活動、後援会活動、選挙活動
	その他の活動	上記以外の活動（議員としての立場でないボランティア活動など）



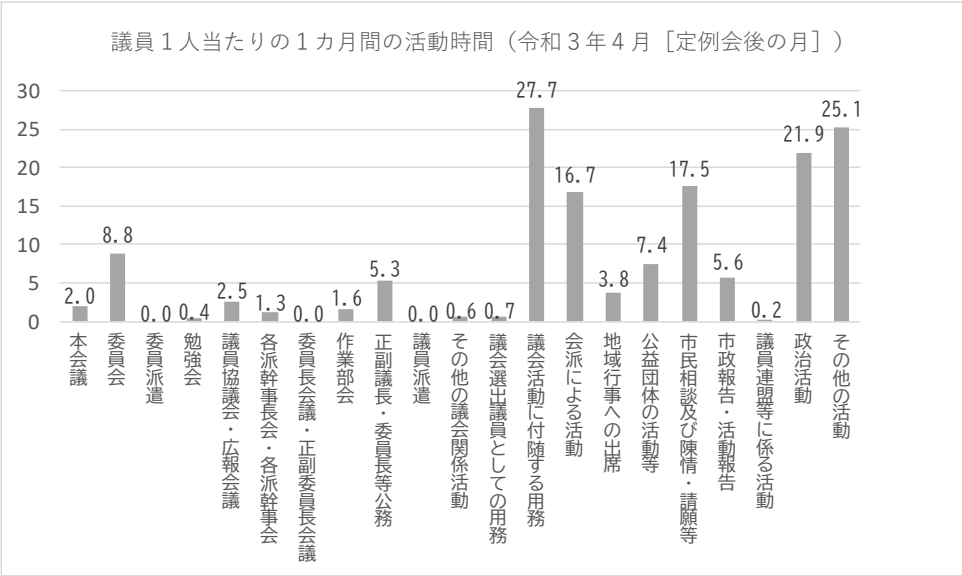
◆月別の活動量（定例会前・定例会中・定例会後）



1 人 1 日当たりの 平均活動時間	
議会活動	0.7時間
議員活動	2.8時間
その他	1.3時間
合計	4.8時間



1 人 1 日当たりの 平均活動時間	
議会活動	1.9時間
議員活動	2.7時間
その他	1.1時間
合計	5.7時間



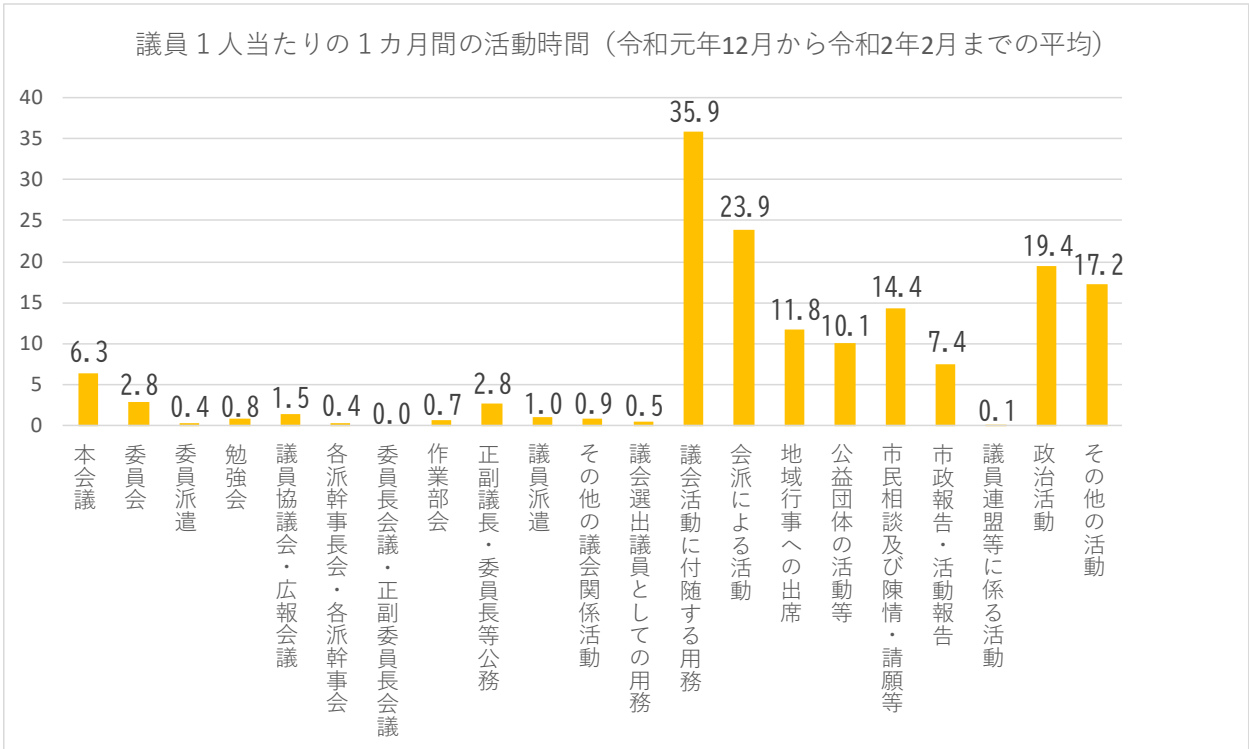
1 人 1 日当たりの 平均活動時間	
議会活動	0.7時間
議員活動	2.7時間
その他	1.6時間
合計	5.0時間

◆新型コロナウイルス感染症の影響

1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
0.6時間	3.4時間	1.2時間	5.2時間

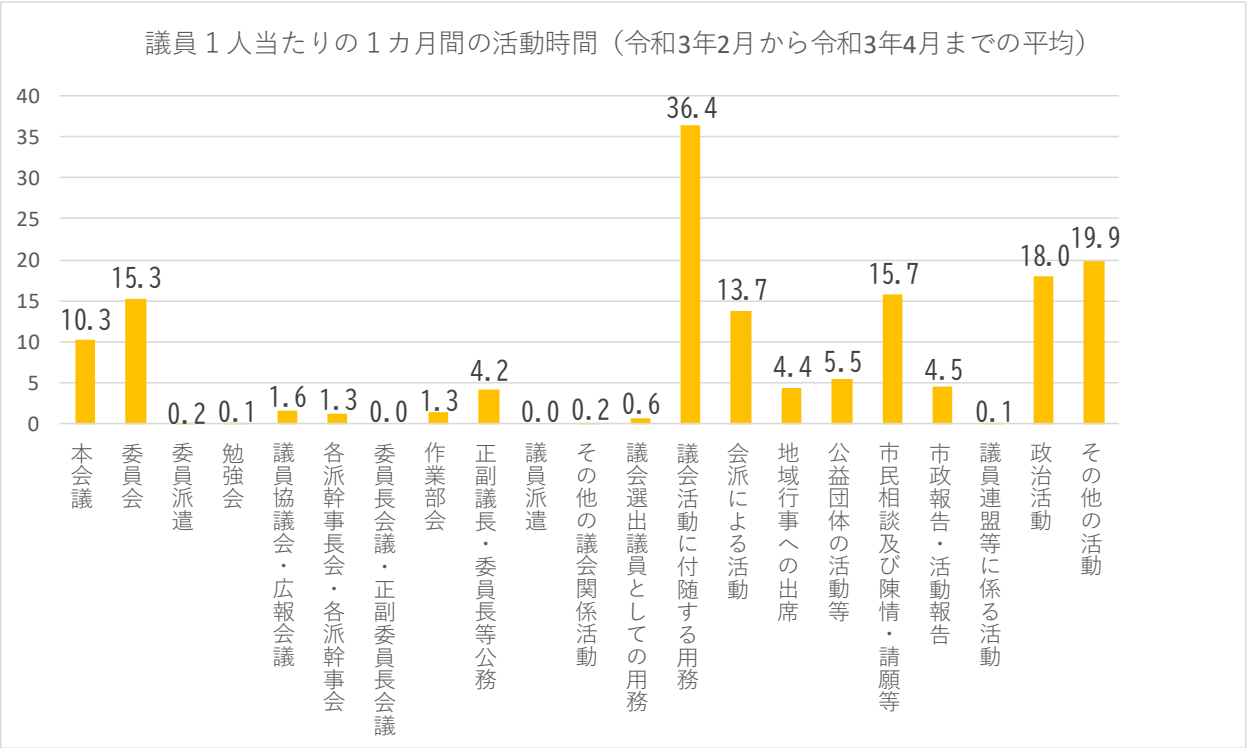
【新型コロナウイルス感染症の影響がない期間】



1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
1.2時間	2.7時間	1.3時間	5.2時間

【新型コロナウイルス感染症の影響がある期間】



◆正副議長とその他の議員との比較

〔正副議長〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	3.9	0.0	0.2	2.9
議員活動	1.1	1.3	3.5	2.7
その他	0.2	0.8	1.7	1.2
合計	5.2	2.1	5.4	6.8

	1日の活動時間	1カ月平均活動日数	1カ月の活動時間
正副議長	6.76	×	29.7 = 200.4
市職員	7.75	×	21.3 = 165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間			
正副議長	5.56	×	29.7 = 164.9

〔正副議長以外の議員〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.4	0.0	0.0	1.0
議員活動	2.4	0.5	2.2	2.7
その他	0.6	0.5	1.8	1.3
合計	4.5	1.0	4.0	5.0

	1日の活動時間	1カ月平均活動日数	1カ月の活動時間
議員	5.04	×	29.7 = 149.5
市職員	7.75	×	21.3 = 165.3
その他（政治活動等）を除く活動時間			
議員	3.76	×	29.7 = 111.4

◆議長と副議長との比較

地方自治法（第106条第1項）では、「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」こととなっており、それに備え、副議長は、可能な限り、議長が出席する会議や他機関からの訪問・報告に同席している。

議長単独の公務としては、議会を代表して出席する行事や外部の会議などがある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、行事や会議などのほとんどが中止となっており、通常時の議長と他の議員との活動量の差が見えにくいため、平成29年に提出した資料の再掲により差を示す。

〔議長の行事等対応状況〕

○ 議長が出席する行事及び会議等の件数 562件

※時間の重複等により出席が困難な場合は副議長が出席

〔議員の会議等対応状況〕

○ 議員全員が出席する会議等の件数 41件

○ 該当する委員等が出席する会議等の件数 130件

計 171件

10 議員定数に関する意見交換会

議員定数に関する意見交換会報告書（1日目）

開催日時	令和3年6月25日（金）午後7時～9時												
開催場所	議員協議会室（舞鶴市役所本館4階）												
参加者	下記の団体から推薦いただいた8人 舞鶴自治連・区長連協議会、舞鶴商工会議所青年部、 特定非営利活動法人まいづるネットワークの会、舞鶴商工会議所												
出席議員	議長 山本治兵衛 副議長 今西克己 新政クラブ議員団 田畑篤子、野瀬貴則、真下隆史 創政クラブ議員団 尾関善之、川口孝文、谷川眞司 公明党議員団 上羽和幸、小谷繁雄 日本共産党議員団 石束悦子、小杉悦子 市民クラブ舞鶴議員団 田村優樹、西村正之												
【次第】 1 開会挨拶（議長） 進行：副議長 2 舞鶴市議会の状況及び取組等の説明（議長） 3 各会派の考えの説明（各会派代表者） 4 参加者の御意見等の発言（参加者全員） 5 質疑応答等による意見交換 6 閉会挨拶（議長） 【各会派の考え（理由等は別紙参照）】 <table> <tr> <th>会 派 名</th><th>議員定数に関する考え</th></tr> <tr> <td>新政クラブ議員団</td><td>2人削減（24人が適正）</td></tr> <tr> <td>創政クラブ議員団</td><td>現状維持（26人が適正）</td></tr> <tr> <td>公明党議員団</td><td>現状維持（26人が適正）</td></tr> <tr> <td>日本共産党議員団</td><td>現状維持（26人が適正）</td></tr> <tr> <td>市民クラブ舞鶴議員団</td><td>2人削減（24人が適正）</td></tr> </table> 【参加者からの御意見】 ≪削減すべきでないとの意見≫ ・ 定数を削減すれば、議会のチェック機能が形骸化する恐れがあると思われる。一般的に少数派の意見が通らなくなるのではないか。現在はコロナ禍における経済の活性化、市民生活の向上に努めるべきであることから今回は定数を維持し、一区切りついたその後に人口に合わせ、臨機応変に考えるべきである。 ・ 定数維持のまま、人口減少の防止を考えることが必要である。 ・ 定数を減らすことは簡単だが、人が動くことで社会も動くと考えことから、定数維持の方向でよい。 ・ 人口減ありきで話が進んでいるが、人員整理は最終手段。目先の削減をするべきではない。人口増を考えるのが我々の代表である議員ではないか。		会 派 名	議員定数に関する考え	新政クラブ議員団	2人削減（24人が適正）	創政クラブ議員団	現状維持（26人が適正）	公明党議員団	現状維持（26人が適正）	日本共産党議員団	現状維持（26人が適正）	市民クラブ舞鶴議員団	2人削減（24人が適正）
会 派 名	議員定数に関する考え												
新政クラブ議員団	2人削減（24人が適正）												
創政クラブ議員団	現状維持（26人が適正）												
公明党議員団	現状維持（26人が適正）												
日本共産党議員団	現状維持（26人が適正）												
市民クラブ舞鶴議員団	2人削減（24人が適正）												

《削減すべきとの意見》

- ・ 身近な情報を発信することが議会の見える化になる。議員は情報発信力と足で稼ぐ様々な意見の聴取に努めるべき。人口減少による市財政の税収減と造船業の後退による経済状況から定数減の方向で考えるのが妥当。
- ・ 何人の減とは言えないが、人口の減少に比例して整理していくべきである。議員の必要性は感じるものの、環境の変化に合わせた定数減は致し方ない。
- ・ 人口が必ず減少するのが分かっているのなら定数減すべきである。市民感覚として、様々な場所で市予算の削減を感じる。税収減であるならば議員を減らすべきである。
- ・ 定数減は致し方ない。人口減になれば定数減はなんら問題のないことである。

【意見交換の概要】 ※意見交換における回答は、議会の総意ではなく、回答した議員個人の意見です。

Q. 会派内の全員が全てのことについて同じ意見であるとは思えないが、意見が分かれた場合は、どのようにまとめられているのか。(参加者から議員への質問)

A 1. 議員定数のことについても意見は分かれたが、何度も話し合いを重ねている。自分の思いだけを言うことは簡単だが、他の議員の意見を共有して、どれだけ共感できるかというところが大事で、話し合いを重ねた結果、現在は中間報告ではあるが、現時点での結論を出した。(眞下隆史議員の回答)

A 2. 他の議員を納得させられるか、他の議員の意見に自分が納得できるかということになるが、議論を尽くすからこそ、自分が思っていなかった観点からの意見に触れ、自分の考えを改めることもよくある。納得できるまで意見を出し尽くすことが大事だと考えている。(野瀬貴則議員の回答)

Q. 舞鶴市の国防等の重要性は理解できるが、それと定数との関係、また、常任委員会と定数との関わりが分からなかったので教えていただきたい。(参加者から創政クラブ議員団への質問)

A. 常任委員会と定数の関わりでは、まず、1つの常任委員会を何人で構成するかということで、それは有識者等の見解も踏まえて、7人か8人が適正であると考えている。次に、常任委員会の数は、いくつ必要かということで、それは、国防、海の安全、リダンダンシー等の重要な案件も多々あることから、現状の4委員会で分担するのが適当であると考えている。これらの考えをもとに、1委員会当たりの人数と委員会の数を掛けた数が、適正な議員定数であるという考えである。(川口孝文議員の回答)

Q. 議員活動とは、何をされているのか。(参加者から議員への質問)

A. 定義があるわけではないが、議会の会議などに出席するほかに、議員個人として、地域の中で声を聴くこと、地域の行事に参加することなど、議員活動の調査結果にも詳細に記載しているので参考にしていきたい。(上羽和幸議員の回答)

Q. 1年ごとの議員個々の活動の業績評価をする場はあるのか。(参加者から議員への質問)

A. 明確に書面で残すような評価は正直なところない。議会としては、会議への出欠状況などを記載した白書を取りまとめたりしており、今後も見える化を図っていきたい。現状は、議員活動としていろいろな方とお話をする中で評価の御意見をいただくことはあるものの、舞鶴市全体として見ていただいた上での個々の議員の評価はできておらず、その方法もなかなか難しいと考えているところである。今後の課題と認識している。(田畑篤子議員の回答)

《その他の議員定数に関連する御意見》

- ・ 働きに応じた報酬を得るべきであり、議員が無償ボランティアでは十分な仕事ができないと思う。
- ・ 議員にとって大切なのは、舞鶴市のチェック機能である。地域の代表として市民の声を“聴く場”を設け課題解決に努めていただきたい。
- ・ 「議会の見える化」を図っておられるのが非常によいことだと思っており、今後を楽しみにしている。
- ・ 議員一人一人の質を上げてもらいたい。
- ・ 定数減によって、地域の声が届かなくなることが考えられるので、議員の質を上げることによって対応していただきたい。
- ・ 人と人との信頼を築いていただくことが大切である。

【今後の予定】

市民の皆様からの御意見も踏まえて、議員間で議論を重ね、令和３年１１月に、議会としての考え（結論）を取りまとめる予定。

議員定数に関する意見交換会報告書（２日目）

開催日時	令和３年６月２６日（土）午後７時～９時
開催場所	議員協議会室（舞鶴市役所本館４階）
参加者	下記の団体から推薦いただいた７人 舞鶴市老人クラブ連合会、中舞鶴婦人会、舞鶴工業高等専門学校、 公益社団法人舞鶴青年会議所
出席議員	議長 山本治兵衛 副議長 今西克己 新政クラブ議員団 上野修身、鯛慶一、水嶋一明 創政クラブ議員団 伊藤清美、肝付隆治 公明党議員団 松田弘幸、杉島久敏 日本共産党議員団 伊田悦子、小西洋一 市民クラブ舞鶴議員団 鴨田秋津 会派に所属しない議員 仲井玲子

【次第】

- 1 開会挨拶（議長） 進行：副議長
- 2 舞鶴市議会の状況及び取組等の説明（議長）
- 3 各会派の考えの説明（各会派代表者）
- 4 参加者の御意見等の発言（参加者全員）
- 5 質疑応答等による意見交換
- 6 閉会挨拶（議長）

【各会派の考え】

会 派 名	議員定数に関する考え
新政クラブ議員団	２人削減（２４人が適正）
創政クラブ議員団	現状維持（２６人が適正）
公明党議員団	現状維持（２６人が適正）
日本共産党議員団	現状維持（２６人が適正）
市民クラブ舞鶴議員団	２人削減（２４人が適正）
会派に所属しない議員	１人～２人削減（２４人～２５人が適正）

【参加者からの御意見】

≪削減すべきでないとの意見≫

- ・ 当市は国防にしても保安庁の海難の問題にしても、官庁が置かれているように非常に重要な場所である。
- ・ 議員は地元の問題など真剣になって動いてもらった。減らすことがよいということではない。
- ・ JMU も縮小し人もいなくなってきた。舞鶴は大変な地域である。
- ・ 他市と比較すると、議員数が多い感じは受けるが、いろんな面で舞鶴をよくしようと思っている方には現状で頑張ってもらいたい。
- ・ 意見交換会に来る前は「２人減」と考えていたが、いろいろな意見を聞いて「現状維持」と変わった。

- ・ 急速な人口減少によって、いつかは議員を減らさなければいけない状況になるとは思うが、前向きに考えてもよいのではないかと思う。
- ・ 課題解決には、より多くの人数で考えることで、多角的視点から多様なアイデアが生まれる。
- ・ 分業により一人一人の負担を軽減し検討時間を確保することで、一人一人の能力発揮の可能性も増える。
- ・ 人口からしたら議員数は少し多いのかと数字としては見られるが、今、舞鶴市では人口減少が進んでいて、その上で議員定数を減らすよりも、現状の 26 人の議員で頑張っ舞鶴市の人口減少を抑制してもらう方が舞鶴市のためになる。
- ・ 議員が頑張ってもらえば、舞鶴市の人口減少を抑制できると思う。

《削減すべきとの意見》

- ・ 提供資料に基づき検討した。他市と比較し議員報酬がかなり高額。前回 2 減としたが、市予算全体も減っているから議会運営費の割合が減らない。
- ・ 人口減少から「2 人減」が妥当。若干は市予算に対する議会運営費の割合も他市に近づくのではないか。
- ・ 当市が複眼都市であることが議員活動の時間的なもの（活動時間が多い）に出てくるのではないか。
- ・ 議員は頑張ってもらっている。それなりの報酬をもらうのが妥当。ただし、議会運営費が多いのは問題。
- ・ 活動の質、中身は分からないところがあるが、提供資料を見ると、近隣市町、人口・面積・財政規模が近い団体と比べ舞鶴市が一番多い。これらのデータに鑑み、「2 人以上の減」が私の考えである。
- ・ 皆さんの意見を聞くと「人口が減ると議員定数も減らす」という点に関しては、皆さん了承されているかと思う。その中で、人口が何万人を切ったから議員定数を何人減らすというのではなく、その時々で情勢を見ながら話すべきである。
- ・ 近年社会情勢はすごいスピードで変わっている。舞鶴市としてもそれに対応できる形で判断してもらいたいと思う。いろいろな観点から、今回は削減がよいのではと考える。
- ・ いろいろな観点から、増やすべき時は増やすべきであり、その時々で考えていく。

【意見交換の概要】

Q. 今回現状維持としたとして、人口減少が進み、議員定数が一挙に 4～6 減となっても対応できると思われるか。（議員から参加者への質問）

A 1. 委員会の効率化や IT 活用・使いこなすことによって可能だと思う。

A 2. あくまでイメージだが、大きく減った場合、そこで工夫も生まれるのではないか。

A 3. 常任委員会を 3 にするなど、運営方法を工夫することで可能と考える。

Q. 小学校区に 1 人や地域代表といった、地元意識をどの程度重んじられているか。（議員から参加者への質問）

A 1. 高齢化もあり、地域の議員を頼りにしている。地域での活動をしている、地域に根差した方に何かあれば相談もする。

A 2. 祖父、父の時代は地域代表のような思いがあったと思う。今は、地域の在り方も変わってきた。地域の集まりに参加するのは昔から居る地元の者。転入者や若者は参加もしない。このような中、地域の代表という考え方もあろうが、今後はもう少し広げた形でも行っていけるのではないか。

A 3. 昔は地元で議員がいないと請願もできなかった。

A 4. 議員の活動能力が問われる時代と思う。「検討します」だけの議員が多すぎる。我々が欲しいのは、「実行」「回答」。そのような議員を選びたいと思う。

Q. 利益誘導型の議員か公正公平に行政を監視する議員か。皆さんは、議員にどのような役割を求められるか。（議員から参加者への質問）

A 1. 私は田舎なので、地元議員と言うのが大変なじみ深い。地元選出議員は地元の味方してくれる気がする。地元議員がいるのは心強く安心感がある。

A 2. 意見交換会などがあれば、議員の言いたいことも聞けるし、こちらの要望も言える。地元議員の力添えで、いろいろな意見交換会のような形ができればよいと感じる。

A 3. 現在町内会長をしており、これまで議員とどういう関わりを持てるのかよく分からなかったが、ごみ集積所の件で議員にお世話になった。町内会長として担当課に電話しても相手にしてくれなかったが、議員を通すとすぐ動いた。

A 4. 市が大きな問題に対して取り組んでいるのは理解している。町内や個人レベルのことで、（議員と）どういう携わりが持てるのか、逆に教えてもらいたい。もっと接点を持ってもらいたい。

A 5. 私の地域では、議員が議会報告をしてくれ活動がよく分かってありがたい。安心して市にも世話になっている。

A 6. 議員活動の在り方について質問されていたと思う。議員には、市民の小さな声が届きにくいことがあると思う。古い考えだが、地域から議員を出すという考えもありだと思う。地域に議員が1人いることで、地域の子供たちも市議会や政治への関心が深まり、信頼も生まれる。小さな声も聴いてもらうために、地域に1人議員がいればよいと思う。

【今後の予定】

市民の皆様からの御意見も踏まえて、議員間で議論を重ね、令和3年11月に、議会としての考え（結論）を取りまとめる予定。

11 舞鶴市議会基本条例（第3条・第4条・第23条の抜粋）

第2章 議会及び議員の活動の原則

（議会の活動の原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

◆趣旨及び考え方◆

議会として、その目的を達成するために遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 市民との意見交換の場を設けるなど、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) (1)を踏まえ、市政に関する調査や研究などを通じて、政策立案や政策提言のほか審議全般に生かし市政に反映させること。
- (3) 議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう、いわゆる議会の見える化を図るとともに、積極的に議会活動に関する情報を公開・発信する議会を目指し、説明責任を果たすこと。
- (4) 市政について審議・決定する議事機関として、公正性及び透明性を確保した上で、市政運営が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果及び成果について評価すること。
- (5) 常により良い議会を目指して改革に取り組み続け、議会の機能を向上させること。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

市政における課題の解決を図るため、議会が政策を立案することも必要であり、行政側と議会側がそれぞれ検討することが、より良い政策の実現につながると考えています。

政策提言（提案）

市政における課題の解決を図るための手段として、議会自らが条例を提案するほか、市長から提出された議案の修正や一般質問等の機会を通じた行政への提言などがあります。

議会活動・市民福祉の向上・議事機関・市長等・監視（監視機能）

前文の用語解説を参照してください。

議会機能（議会の機能）

議会が果たすべき役割又は働きのことで、積極的に、能動的に政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれるよう執行機関を監視する働きをいいます。

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽^{さん}に努めること。
- (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議員それぞれが遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 地域や団体などに関する個別の事案の解決だけでなく、総合的な観点から市全体としての課題を把握し、議会としてだけでなく、議員としても市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会は、言葉で意見を交わすことによって結論を導き出す「言論の府」であることや、複数人による合議によって意思決定を行う「合議制の機関」であることを踏まえ、議員同士の自由闊達な討議を尊重し合意形成を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識すること。
- (3) 議会としてだけでなく、それぞれの議員も、市政全般に渡って市民の多様な意見を的確に把握するとともに、常に自身の資質を高める努力を続けること。
- (4) 議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、その役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めること。

◆用語解説◆

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

言論の府

議員の活動の基本は言論であり、物事は全て言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。

発言者は、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないこととなっています。

合議制(合議制の機関)

複数の人(議員)の合議による意思決定を行う制度(機関)のことをいい、複数の人(議員)による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。なお、市長は一人だけで構成される「独人制の機関」となります。

合意形成

市長等に対する質疑や議員間の討議を通じて、議会としての結論を導き出す過程を指します。

議決責任

地方自治体の最終的な意思決定である「議決」は、議会のみを与えられた権限で、重要な役割です。市長から提案された予算や条例なども決定するのは議会であり、決定者としての責任があります。

市民

前文の用語解説を参照してください。

倫理的義務

議員の発言や行動には大きな影響力があることから、高い倫理観のもとで発言・行動しなければなりません。

第6章 議員の定数及び報酬

第23条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成14年条例第27号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議員の定数及び報酬は、それぞれ、舞鶴市議会議員定数条例、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めることとしています。

また、舞鶴市議会議員定数条例の改正に当たっては、議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とし、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に当たっては、議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての職務の対価」とした上で、社会情勢や市の課題、将来の予測や展望を考慮するとともに、市民、学識経験者、専門的な知識を有する者などの意見を参考に、十分に議論することとしています。

◆用語解説◆

職務の対価

舞鶴市議会においては、議員報酬を市民のために活動すること(職務)に対して支払われる報酬(対価)であると考えています。

市民等

舞鶴市議会基本条例における「市民」とは、狭義では、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)を指します。一方で、市外から市内の事業所や学校に通勤・通学している人にとっても、市政に深く関わっていること、市政の影響を大きく受けることなどを勘案し、広義の意味においては、これらの人々も「市民」に含むものとしています。これに加えて、学識経験者、専門的な知識を有する者などのことをいいます。

＜参考＞ 第20期舞鶴市議会基本条例実行計画(平成30年12月26日策定)

舞鶴市議会基本条例第24条の規定により、議会基本条例に基づく活動を適切かつ確実に実行するための「議員の任期4年間における具体的な取組に関する計画」として、「舞鶴市議会基本条例実行計画」を定めており、その計画に、効率的・効果的な議会を運営に向けた取組として、「議員の定数及び報酬の検討」を掲げている。

その取組を本年(令和3年)の議会活性化特別委員会の重点事項として掲げ、議論を深めてきた。

写

舞鶴市特別職報酬等審議会

答 申

令和3年10月15日

本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議員の議員報酬（以下「特別職報酬等」という。）の額について、その職責を踏まえ、他の地方公共団体の特別職報酬等の額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、公平、中立的な立場から、慎重に審議を重ねてきた。

1. 市長の給料

（１）現状

市長の給料の額については、「舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例」に規定されている。

市長の給料の額は、平成２９年１０月１８日付けの答申に基づき、平成３０年４月に、１０２万円から９４万９千円に改定された。

平成３０年４月から、令和３年３月までの間は、一般職の職員（職務の級が６級以上であるもの）の給料減額措置（３％減額）に準じ、減額措置（３％減額）が行われていた。

（２）審議内容

京都府知事の給料の額は、平成１７年１１月２４日付けの京都府特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成１８年４月に、１２９万２千円に改定され、現在に至っている。

本市と人口が類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市）の市長の給料の平均額は、９４万９千円である。

一般職の職員の給料は、国家公務員の給料改定（人事院勧告）に準じた改定が行われており、令和３年度は、平成２９年度と比較し、横ばいの状況にある。

市長の給料の額は、その職責を踏まえ、京都府知事の給料改定の状況、人口が類似する京都府内の地方公共団体の市長の給料額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、

総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

2. 副市長の給料

(1) 現状

副市長の給料の額については、「舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例」に規定されている。

副市長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、84万円から78万1千円に改定された。

平成30年4月から、令和3年3月までの間は、一般職の職員（職務の級が6級以上であるもの）の給料減額措置（3%減額）に準じ、減額措置（3%減額）が行われていた。

(2) 審議内容

京都府内の地方公共団体（京都市を除く14市）における副市長の給料の額は、市長の給料に比し、82.6%の水準となっている。本市では、82.3%の水準にある。

市長の給料の額については、現行額が適当であると結論づけた。

副市長の給料の額は、その職責を踏まえ、市長の給料改定の状況、京都府内の地方公共団体における副市長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

3. 教育長の給料

(1) 現状

教育長の給料の額については、「舞鶴市教育長の給与等に関する条例」に規定されている。

教育長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、74万円から68万8千円に改定された。

平成30年4月から、令和3年3月までの間は、一般職の職員（職務の級が6級以上であるもの）の給料減額措置（3%減額）に準じ、減額措置（3%減額）が行われていた。

（2）審議内容

京都府内の地方公共団体（京都市を除く14市）における教育長の給料の額は、市長の給料に比し、74.1%の水準となっている。本市では、72.5%の水準にある。平均水準をやや下回っているが、これは、本市の特色（図書館、公民館、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化、文化財に関することを、教育長の所管から、市長の所管へ移し、学校教育に特化）によるものと推察される。

市長の給料の額については、現行額が適当であると結論づけた。

教育長の給料の額は、その職責を踏まえ、市長の給料改定の状況、京都府内の地方公共団体における教育長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

本市の教育長の所掌は、学校教育に特化しているといえども、教育現場の課題は、複雑化・多様化している。額の改定を審議される際には、学校教育の重要性に鑑み、京都府内の地方公共団体における教育長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡についても考慮されたい。

4. 議会の議員の議員報酬

（1）現状

議会の議員の議員報酬の額については、「舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定されている。

議会の議員の議員報酬の額は、平成8年4月30日付けの答申に基づき、同年6月に、議員44万円、副議長48万円、議長57万円

に改定された。

平成29年10月18日付けの答申においては、現行額が適当であるとされ、現在に至っている。

(2) 審議内容

京都府議会の議員の議員報酬の額は、平成8年3月1日付けの京都府特別職報酬等審議会の答申に基づき、同月に、議員（議長及び副議長を除く。）は96万円に改定され、現在に至っている。

本市と人口が類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市）の議会の議員の議員報酬の平均額は、議員（議長及び副議長を除く。）は43万6,250円である。

一般職の職員の給料は、国家公務員の給料改定（人事院勧告）に準じた改定が行われており、令和3年度は、平成29年度と比較し、横ばいの状況にある。

議会の議員（議長及び副議長を除く。）の議員報酬の額は、その職責を踏まえ、京都府議会の議員の議員報酬改定の状況、人口が類似する京都府内の地方公共団体の議会の議員の議員報酬額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表の通り、現行額が適当であるとの結論に達した。

議長及び副議長の議員報酬の額についても、京都府内の地方公共団体の議会における報酬水準（議員の報酬額との比較）との均衡を考慮した結果、別表の通り、現行額が適当であるとの結論に達した。

5. 行政委員等委員及び附属機関等委員の報酬

行政委員会等委員及び附属機関等委員（以下、「行政委員会等委員」という。）の報酬のあり方については、昨年度、両副市長及び全部署の部長級職員で構成する「舞鶴市行政委員等報酬適正化委員会」（以下、「適正化委員会」という。）において、全庁的な視点から、検討が行わ

れた。

これら行政委員会等委員の報酬については、「地方自治法」において、支給方法のあり方が示されており、本市においては、「舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、「日額」、「月額」、「年額」の報酬が支給されている。

適正化委員会においては、行政委員会等ごとに、職務・職責、委員の勤務態様・勤務量等を把握・検証する中で、現行の支給方法、報酬水準の妥当性について検討が行われた。

検討結果は、令和２年７月２０日付け報告書のとおりである。

支給方法については、地方自治法の趣旨を踏まえ、公平委員会の委員長及び委員の報酬額が、月額制から日額制へ改められることとなった。

委員報酬の額については、本市と規模が類似する京都府内の地方公共団体との均衡等を考慮し、代表監査委員、選挙管理委員会の委員長及び委員、公平委員会の委員長及び委員、投票所の投票管理者等について改定されることとなった。

いずれも、法や判例の趣旨を踏まえ、職責や勤務の負担等を総合的に考慮の上、妥当性が検討されており、検討結果について、異論はない。

ただし、平成８年に改定が行われて以降、令和２年まで、２４年間もの長きにわたり、抜本的な見直しが行われていなかったことは遺憾である。今後は、本審議会における審議と同様、数年（４～５年）ごとに、支給方法のあり方、報酬額の水準のあり方が適当であるか、検証・検討されたい。

年額制、月額制による報酬の支給については、地方自治法の趣旨に鑑み、我々市民への十分な説明に努められたい。

別表

特別職報酬等の額の答申

(単位：千円)

	現行額	答申額
市 長	9 4 9	9 4 9
副市長	7 8 1	7 8 1
教育長	6 8 8	6 8 8
議 長	5 7 0	5 7 0
副議長	4 8 0	4 8 0
議 員	4 4 0	4 4 0

舞鶴市特別職報酬等審議会

会 長 川 端 隆 一

会長代理 福 本 清

委 員 伊 庭 節 子

委 員 楠 田 真優子

委 員 小 西 剛

委 員 藤 澤 重 子

委 員 保 田 信 三